

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-164）」

2. 日時：令和4年9月15日（木） 13時30分～15時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 再処理事業部 事業部付部長（設工認・耐震） 他18名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料サイクルグループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 令和4年9月7日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和4年9月8日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、了解しました。
0:00:04	藤規制庁シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは、令和2年12月24日に申請があったところに、申請について、資料を基にヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:20	まずは規制庁側の出席者を紹介いたしますので、本当会議室は出席者、すみません、お願いします。
0:00:28	はい、本庁側ナカガワオオオカ二名で参加しております。
0:00:33	その他規制庁側WEBからの参加で、コサクタジリ。
0:00:40	以上になります。それでは日本原燃の方から出席者の紹介をし、今日議題の構成の説明をして、資料の説明を開始してください。うん。
0:00:51	はい。日本原燃中浜でございます。
0:00:55	日本原燃側の出席者を紹介いたします。サトウ、
0:01:01	オオハシ、セガワ、フジノ、シミズ、イワタニ、
0:01:07	クボタ、サトウ、
0:01:09	オオヤナギ、
0:01:11	ユヤマなんか、
0:01:13	アブカワヤマダ。
0:01:16	エビナ。
0:01:17	クボタ。
0:01:18	モリマツ、サイトウなんか、
0:01:22	ナカハマ以上になります。本日まで確認いただきます案件でございますけれども、閉じ込めと、外部火災となります。
0:01:34	確認いただきます資料でございますけれども、現在画面共有させていただきました、閉じ込めの00-01、
0:01:43	災害が00-01。
0:01:46	伊賀以下19。
0:01:49	8
0:01:50	17、
0:01:52	以上五つの補足説明資料となります。
0:01:56	それでは閉じ込め00-01からご説明差し上げます。
0:02:03	日本原燃小柳でございます。閉じ込め0001、R8、令和4年9月7日提出の資料に対して、説明させていただきます。
0:02:16	まず前回のヒアリング、

0:02:18	です。ちょっと半年以上前なんですけどもその時についてコメントとしましては別紙一位、
0:02:27	についてなんですけども、T
0:02:30	左からその技術基準からですね、ちょっと数しっかり並べられてないので見にくいですねというのがまずありましたので、例えば右下7ページ
0:02:44	— のようなですね市長タジリです
0:02:50	成島は、
0:02:51	でもあるのでそこまで、何か1個1個どこを言わなくても大丈夫です何か個別に説明した案件があればその部分、
0:02:58	見ていただければと思います。
0:03:00	はい、わかりました。はい。
0:03:03	はい。今のははい。そのように整理してございます。次に、MOXとの比較です。基本設計方針で、基本MOX数の方はですねMOXの許可を展開すれば、MOXの技術基準、
0:03:20	整合するというような整理になっておりますが、最初にはちょっと許可にちょっと明記されていない技術基準要求というのがございます。
0:03:30	こういうのは基本MOX2、
0:03:33	合わせている、設計が同じなものを合わせてるとというのが、右下の7ページの一番上ですね、逆流防止の設計、
0:03:47	なんかは記載を合わせております。
0:03:50	と同じように、右下20ページ。
0:03:54	になります。
0:03:56	これ20ページですね、
0:04:01	上の1項の汚染防止ですね、ここボックス数と同じ設計ですので、記載を合わせてる。
0:04:11	というように、基本同じような設計は合わせております。1点ちょっと再処理、
0:04:19	ここはっていうのがあります。
0:04:21	それがですね、右下13ページ。
0:04:25	の、最初の技術基準でいうと9号の討論になるんですけども、まずMOXの設計はですね、許可、
0:04:36	をそのまま展開すると積と。
0:04:38	のようワー漏えいのことを言ってますが、これMOX液体の取り扱いがごく一部ということで、関に対して、藤猪野、漏えいしがたいと、炉の積、

0:04:53	というのを設計しております。一方再処理の方は、液体がむしろメインなので、
0:05:03	堰の設計はですね、施設外に通じるその出入口に堰を設ける。
0:05:10	貯槽から漏えいした時に対して、その床等に漏えいしがたいものの、要は設計をするというもので、
0:05:21	9号のイと口を分けて記載する必要があると考えました。そこで土佐発電炉の記載も倣ってですね、
0:05:34	ちょっと記載をしているということで液体のその取り扱いの量によってですねちょっと設計が異なるというので、ここはちょっとMOXと違いますというのがあります。
0:05:46	というのは別紙1、
0:05:49	2となります。次に、
0:05:53	右者25ページになります。
0:05:57	これ3条文ですね閉じ込め排気管機能。
0:06:01	関係性です。こちらですね、トーモク数と基本同じになっております。
0:06:08	閉じ込めから、換気設備に飛ぶのは先ほどちょっと説明しました、逆流防止、
0:06:17	廃棄施設に飛ぶのは、部というか、すいません、展開するのは、浄化ですね、放射性物質の浄化というのが展開されております。ここら辺の考え方は一緒になっております。
0:06:34	次に、説明するのはですね、別紙4になります。別所が右下48ページになります。
0:06:44	資本の、まず記載の趣旨、仕方としましては、別紙1の添付6で、グレーアウトしてる。
0:06:56	添付書類で示すというものも含めてですね一通り記載しているということにしております。その中でちょっと2点ほど補足。
0:07:08	なのですが、右下49ページのちょうど2ポツ1の閉じ込めの基本設計の中で、なお書きしてる。
0:07:18	ものなんですけれども、この安重の支援機能としてですね、純水とか冷却水
0:07:26	アックを供給する設計というものがございます。これちょっと、ん書類ではちょっと見えないところですのでこれはちょっと特出ししてるんですが、
0:07:37	共通09においてですね閉じ込めの機能の中の支援機能として、これらを示しております。主に、具体的には、

0:07:49	非常用ディーゼル発電機に、の機器保護に安全冷却水系を供給する安全圧縮機に、基本機器保護のために、東レ、安全冷却水系を供給するというようなもの。
0:08:03	に対してこういう支援機能というのを一部、記載を拡充してごさいます。
0:08:09	同じようにですね右下の 50、
0:08:13	すいません、62 ページ。
0:08:16	になります。
0:08:22	62 ページの真ん中の設計基準事故のくだりなんですけれども、こちらの方、
0:08:29	ですね、下の方に設計基準事項であるセル内の有機溶媒火災のことを記載しています。これまず冒頭では、
0:08:39	換気設備のですね不破！！
0:08:44	に対することを記載しております排気系のことを言ってるんですが、この溶媒火災についてはですね吸気側のダンパーを閉止することで、正圧を防止する。
0:08:59	ということ結果、負圧を維持するということなんですけども、そういうところが共通 09 からのす。
0:09:09	共通 09%といたしますか別紙 2 で、
0:09:14	要求種別を整理して、
0:09:18	R o H S 09 の方に展開しているんですが、ちょっと基本設計方針の説明においては、ちょっと足りないと感じましたのでここはちょっと追加しております。
0:09:31	もう 1 点、補足になるんですが、58、右下 50。
0:09:39	すみません。ちょっと待ってください。
0:09:44	52 ページにあります。
0:09:50	52 ページの一番したにですね、適切な安全対策を講じた上という言葉があります。ちょっとこのままの記載ですと、何をするのかちょっと不明確ですので、ちょっと備考ではありますが、
0:10:04	ちょっと耐震設計、その材料選定なりというその一般的な考えですよというのを、ちょっと補足で記載させていただきました。
0:10:16	説明は以上になります。
0:10:21	規制庁清水です。それではただいまの説明について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:10:29	はい。規制庁田尻です。ちょっと昨日のヒアリングと内容かぶる部分もあるんですがざっと全体確認させていただければと思います。

0:10:39	まず、ちょっと細かいところも含めてなんです。
0:10:41	木下 6 ページのところで大小で真横閉じ込めの機能が書かれていて、4 ポツ 1 のところで、シューズ燃料の受入処分のところに飛ばしてるところがあるかと思うんですけど、
0:10:54	衛藤。
0:10:55	十分要求考えれば漏えいしがたい構造とあと、漏えいの検知はわかったんですけど、漏えいした液の処理っていうのも 9 貯蔵施設の方で何か書くんですけど。
0:11:06	はい。日本原燃小柳でございます。こちらの
0:11:11	要求としては 19 条以降のプール水の漏えいの処理ということで要求がありますので、はい。そちらの方で示すということ。
0:11:22	をしております。
0:11:24	以上です。タジリです。今おっしゃったのってプール水自体の浄化の話でこれで漏えい器の話ですよ。漏えい器もプールのその要求で読んでたことです。
0:11:38	はい。今その整理に日本原燃小柳でございます。はい、そのような整理にしております。
0:11:44	規制庁田尻です。例えばなんですけど、他のところでも液体の廃棄物とかだろが、液体の放射性物質訓練も持ってると思うんですけど、そういうところもそれぞれの個別の施設のところで読むとかそういう整理でしたっけ。
0:11:58	岡が液体がないからって、
0:12:06	すいません少々お待ちください。
0:12:18	はい、日本の小柳でございます。プール水についてはですねちょっと特別 11 ですのでちょっと十九条の方になっております。帯ますが、
0:12:29	あの分についてはですね貯層に対して漏えい。
0:12:34	について回収するというようなので、それが閉じ込めの方の方で説明するということで、特に飛ばしてるといことはしておりません。
0:12:46	以上です。規制庁田路です。何で冒頭でこれ、この北谷津聞いたかっていうと先ほど 20、25 かな、右下 25 ページのところで、
0:12:56	も薬做いながら、換気設備と廃棄施設の条文との関係を整理しましたっちゅう話が出てきたんですけど、MOX は閉じ込めと絡むやつだからいつだったからっていうところが多分あって、
0:13:07	多分御社の場合、これから見てく基本設計方針部分もそうなんですけど、結構多分この標準燃料の受け入れとか 19 条のところに飛ばして他のところにもいろいろ飛ばしたりしてるとあって、

0:13:18	おっきなところとして 102824 選ぶっていうのはまずあるかもしれないんですけど、結構需給もでかいてっていうのとあとMOX書く時は、多くはこの三つの条文書きつつもそれぞれのところで、関連する条文にこの内容飛んでいってるんですよっていうのを例えば 10 条の箱の中とかで書いてたような覚えがあるので、
0:13:37	特に御社の閉じ込め、いろんなところから見まくると思っているんで、
0:13:43	飛ばすものの関係は別にMOXのやつだけになって整理して欲しいというわけではなくて、関連する条文ちゃんと整理してくださいねという意味が 25 ページには求められてると思っているんで、その点を踏まえた上で対応いただければと思います。
0:13:55	その時に、19 条の要求で多分おっしやっているのは、水が使用済み燃料によって汚染される恐れがある場合には、浄化装置を設けることっていう要求が多分 2 号の廊下なんかにあるからそこの部分だって話だと思うんです
0:14:09	プール水浄化系のはな椎名気がして、汚染の話まで汚染っていうか、漏れ水の話までそこで読むんでしたっけっていうところも含めて話を聞きたいと思ってるので、全体像として、どの条文に何を書くことにして、この
0:14:23	飛ばしてるっていうところをもう 1 回 25 ページも修正しながら整理していただきたいと思ってるんですけど大丈夫ですか。
0:14:30	はい。日本原燃小柳です。承知しました。25 ページは、現在ですね倒産条文の関係しか示しておりませんので、
0:14:41	関係する条文をですね、今のような整理で、どこの機能、どこの機能は、この条文で、ここで示すというように、
0:14:52	当然、基本設計方針と一対一になるように、なんですけども、25 ページもですね、使って、ちょっと示すようにいたします。
0:15:03	以上です。
0:15:05	規制庁田尻です。多分最終日の閉じ込め目算閉じ込めよりもさらに複雑なのでちょっとその点を考慮して整理いただければと思います。
0:15:13	で、ずっと続けていかせていただいて、右下 7 ページ、これもちょっと似たような話にはなるんですけど、
0:15:20	基本設計方針のところでお書きが書かれていて、ここのところで汚染された空気の逆流に関しては、廃棄施設、換気設備の方で説明しますよって形なんですけど、
0:15:34	例えば液体とかの逆流防止とかっていうのはこれは閉じ込めなんです。
0:15:38	廃棄物の方に

0:15:41	日本原燃小柳です。これは閉じ込めで説明します。あくまで 28 条の
0:15:49	と
0:15:50	正常な区域に逆流をしないようにというところで、そこだけ喚起というところに展開しております。以上です。
0:16:00	規制庁田尻です。なんで基本的には別の条文で、似たような要求がかかっている時だけ、そこんところで説明しますよという形になっていいるということ
0:16:11	だけど、逆流防止の話で、換気設備、
0:16:16	両君との絡みでいうと何で北井の方だけ飛ばすんですしたっけ。
0:16:24	はい。日本原燃小柳でございます。基本
0:16:28	はい。北井の廃棄施設もですね、20 条の要求としては、逆流防止というものがちょっとないというふうに、
0:16:41	認識しておりまして、そこも踏まえて閉じ込め、
0:16:46	の範囲という整理にしております。
0:16:50	以上です。
0:16:52	規制庁田尻です。
0:16:54	何かあったのは多分 28 条の換気設備の条文の中に汚染された空気が逆流する恐れがない構造であることっていう要求があって、空気に関しては別条文でしっかり要求がある中で液体廃棄物、液体の
0:17:07	流体状のものの逆流の話ってのは他の自分ところでないから閉じ込めっていうことを言われてるような気もするんですけど、さっきの話と同じなんですけど、それぞれの条文要求がこういうふうになってるから、
0:17:19	全体構成の大枠は全部取り込むところに入ってるけど、そのうちのこの部分を別の条文の説明とかに飛ばしますよっていうところをこういったところも含めて整理いただければと思うんでよろしく願いいたします。
0:17:31	はい、承知いたしました。
0:17:35	はい。規制庁丹治すいませんコサクです。ちょっとよくわかんないんですけど、技術基準の第 20 条の廃棄施設でも逆流する恐れがないとき、
0:17:46	とかって何か書いてありますけど、ここ、これはちょっと、この限りではないっていうことなので、
0:17:54	違うっていうことですか。
0:17:57	元小柳です。まずそこを区別するというのがまず前提にあります。当然そうしたときに、
0:18:07	逆流防止を期待する設備があれば、このようにちょっと整理はします。ちょっとまた再確認はちょっといたしますけども、

0:18:18	基本は区別されているという状態ですので、ちょっと現段階では、ちょっと対象外ということにしております。ちょっと確認はいたします。以上です。
0:18:33	コサクです
0:18:35	ゆ、あれですよね逆流防止の、
0:18:39	措置をしているところの差先というのか。
0:18:44	表現難しいんですけど、そこは何ですか、区別してないってことなんですか。
0:18:51	日本原燃小柳でございます。まず最初にですね放射性物質を取り扱うものと、
0:18:59	非放射性
0:19:02	というんですかね、素行のところは、廃棄物を区別してくださいというのが処分の要求かと認識をしております。
0:19:13	そこはまず区別をしております。
0:19:16	区別されてないところは、非放射性の方に放射性が逆流しないようにしてくださいというところ。
0:19:25	ごめんなさい。条文繰り返して言う必要はなくて、
0:19:32	ただし書きを適用する必要のある場所はないと言われていて、
0:19:37	なんだけど念のため確認しますと言われたってことですかまずは。
0:19:42	はい、そうです。青山はいその通りでございます。はい。規制庁不足ですその上で、逆流防止ワーして、
0:19:50	されてるんだと思うんですけど、それがあるところっていうのは、何を防ごうとしているのかというところとの関係で本当にここに、
0:20:03	対応しないというのかどうかってのがよくわかんなかったんですけど、事実関係として逆流防止はしてるのかしてないのか。
0:20:19	日本原燃小柳でございますちょっと前、再処理全体の話なのでちょっとここであまり、ちょっと今言うあれではございません。ちょっと確認させてください。後日、正確に回答いたします。
0:20:36	規制庁コサクですけど、
0:20:38	今これを議論するためにヒアリングをして、
0:20:43	申し込まれたんだと思うんですけど、しかも施設全体のことになるんできていうのは施設全体のことがわかるように方針を定めるようにしているのでそれが答えられないっていうのもよくわかんないんですけど、どういう状況なんでしょうか。
0:20:57	日本原燃の瀬川です。よろしいですか。

0:21:01	逆流防止という観点でいくと、ちょっと私どもの代表例でしか今思いつかないんですけども、
0:21:09	溶液を冷やしている安全冷却水系の冷却配管ですね、貯槽の中にコイル入り込んでますけれども、
0:21:17	ああやったらわあ、逆流しないようにですね、もちろん廃液と直接接しないようなファイルがされておりますし、さらに、
0:21:29	ちょっと雑音が入ってますけど、
0:21:31	きちんと聞こえてますかね。
0:21:33	補足です。若干危ないところはあるんですけど、超えるというよりはどちらかという、薬品注入とか冷却水冷却水じゃないな。
0:21:47	廃棄借用農水を突っ込むところとか、そういったところろろが逆流する等汚染拡大になるんじゃないのかっていうようなところだと思うんですけどね。
0:21:57	はい。除染ラインとかそういったところですね、もちろんそういったところでもバルブが必ず入っておりまして、使わないときには液を流し込まない時にはバルブ閉止するなどして逆流が発生しないような措置というのは出られております。
0:22:14	そういうトータルの閉じ込めの観点での逆流防止ってのは、駅系に対してはやられているわけですけども、今回今ちょっと議論になってた24条の廃棄施設、
0:22:26	これちょっとそういう解釈をしていいのかわかるのは、ちょっと自信ないですけども。
0:22:32	あくまでこの20条の廃棄施設で言ってる逆流防止ってのは、その配布施設同士、廃棄施設間での逆流
0:22:42	こういったところにフォーカスしたような要求なのかなというふうにちょっととらえてました。
0:22:48	以上です。
0:22:52	規制庁コサクです趣旨は理解をしました。全般にですねうまく我々から言うのは申し訳ないんですけど、基準が非常に限定的にしか書かれてなくて、これを守れば、施設の安全が確保できるというものになってないので、
0:23:08	ちょっとその点をどう、
0:23:11	いう形で対応する必要があるかっていうのをまた考えなきゃいけないかな。
0:23:17	できます。

0:23:18	それっていう等設備リストの話とか許可整合との関係もあって、この条文、
0:23:27	の中で一体として説明しますというような話をしていたりするので、特にこの廃棄であればはい、保管廃棄は除くになっちゃってますけど、
0:23:37	すいません、再処理はいいのか、その次に保管廃棄があるから大丈夫にはなってますが、
0:23:44	部分的にしかなくてないところの残り分どうしますかっていうこ等の議論。
0:23:51	になるのかなと思いました。そういったときに、要求してないから全部閉じ込めだというのがいいのかどうか、ちょっとそれも個別条文対応というよりは全体としての考え方っていうのでまとめた方がいいのかなというふうに、
0:24:07	今の段階だと感じてます。
0:24:11	どう進めましょうか。
0:24:16	はい。日本原燃の瀬川です。
0:24:19	えーとですね今
0:24:22	廃棄の方あと 19 条の絡みとかいったところで 25 ページの全体の関係性ですね関係性リーの、
0:24:33	宿題をいただいておりますので、こちらの整理に合わせてですね、先ほどの 24 条の逆流の扱いというのをどうとらえるかと。
0:24:44	いったところをですね、今一度整理をさせていただければなと思います。
0:24:53	古作です。今の逆流のところローンもそうなんですけど、類似で基準では読めないけど、こういう対応しててみたいところがどれだけあってそれをどう処理するのかっていうのは何か
0:25:09	全体像わかるようなの作ってないんですかね。
0:25:26	コサクです作ってなさそうなんで、MOXの方だと最後に共通 08 とかでしたかね。
0:25:36	設備リストに繋がる議論の中で、対応関係整理して、
0:25:45	漏れのないよう、確認事項をどこでどういうふうに確認すればいいのかがわかるように議論をさせていただいたので、少し整理をして、資料提示をしていただければと思います。
0:26:02	はい、日本の小柳でございます承知しました。
0:26:10	規制庁田尻です。今の結果全体像の関わる話で、重要な話かなと思うんでよろしくお願ひしますちょっとスケジュール、また閉じ込め終わった

	タイミングで聞くのでちょっと検討しながら、またヒアリング進めさせていただければと思うんですけど。
0:26:23	続いてなんですけど右下9ページのところ行っていただいて、
0:26:29	9ページの10ページですね9ページ10ページで、
0:26:32	書き分けにどこまでの意味があるかっていうところで確認しておきたいんですが、9ページでいうと、上から四つ目ぐらいのぱなところでプルトリウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器ってという話を書いてあってで、
0:26:46	右下10ページの方に行くと、それを除くものかな、除くものについてというのでまた書いてたりするんですけど。
0:26:53	ここってというのは、一応、本文事項として意識書くためにあえて書き分けたもの許可の添付の(4)と(3)で分かれたのは認識してるんですけど、
0:27:03	これは、
0:27:04	一応書き分けたいから両方書いてるところですね、共通的な方針を1個うたってしまえば何か行けるような内容がほぼ同じ内容が並んでるような気がしたのでこの書き分けの意味がどこまであるかっていうの、
0:27:15	聞きたいんですけど。
0:27:17	はい。日本原燃の小柳でございます。またGさんがおっしゃったように、まずは本文の方を展開するということに、まずは、
0:27:28	対応しててですね、そうすると非安重アンジュを除くものが、ちょっと
0:27:36	拾えなくなるというのはありましたので、10ページのほうの添付6の方では、治安上のことも記載されておりますのでちょっと書き分けをいたしっているのが、
0:27:49	実情でございます。以上です。
0:27:53	茶谷です安全以外のものを触れたいっていうのは止めはしないんですけど、他に何か中途半端に分けた場所を話して帰っていて、
0:28:03	極端なこれ9ページのところで
0:28:07	対象のプルトリウムとか含んでるやつの話、書いた上で、そのあとに状況の部分、漁期以外のものについてはっていうふうに書いてしまえば、何か関連してもわかるような気がするんですけどこれ記載1っていうのも考えた上でですか何か今のお話だと。
0:28:22	本文書いてそのあと添付貼ってっていうような説明に聞こえたんですけど。

0:28:26	位置関係とかで何か考えておられますこれ、要はその間に入ってる三つぐらいのやつっていうのは、安重以外のやつには関係ない内容と思っていいですか。
0:28:37	両面オオヤナギでございます。最初のプルト2も含むというのは当然安重のことを指しておりますその下の方ですね、こちらは
0:28:49	安重非安重とは全体のこと、フィルター洗浄塔等により適切に除去するというのは、これ全体のことを指しております。
0:29:01	そして、次の設計基準事故もこれ安重に対して行っていますので、まず安全に関係するものを、三つ。
0:29:11	あと整理したというので確かにちょっと
0:29:15	ちょっとわかりにくいということはあるかと思いますが、まずは、今の整理としては安生最初に記載して、最後に、ちょっと記載されてない非安重の、
0:29:27	項目に対して記載したというような順番になっております。以上です。
0:29:34	規制庁田尻です。今おっしゃられたように安重の次のパラに書いてあるフィルターの話ってのは多分絶対共通の話なんで、安重非安重の構成じゃなきゃ駄目なんて話は多分誰もしてなくて、
0:29:45	封水維持に関する設計方針をうたった上でフィルターとかによる除去の話等をうたった上で、事故時の話を謳うっていうふうに書いてしまえば別にできるような気がして、今おっしゃった話に出てきたフィルターとかの話がこれだと、安重以外のところの後ろに来ないので、何か位置関係が少し、
0:30:03	ばらついちゃってるんじゃないかなって気がするので、
0:30:05	かつ、並べて書けば多分こんな新しく書かなくてもちょっと綺麗に書けるんじゃないかなって気もするので、記載1時差異分の関係だとは思いますが、そのあたりをちょっと精査いただければと思います。
0:30:18	はい。日本原燃の小柳でございます承知しましたちょっと
0:30:22	今日カーからそのままちょっと展開するというちょっと気用にとらわれ過ぎました。しっかり読み物として
0:30:32	わかりやすく、ちょっと整理いたします。以上です。
0:30:37	はい。規制庁館ですよろしく願いいたします。で、
0:30:40	ちょっとすみません、個別の話全体行ってきた上で申し訳ないですけど最初におっしゃられた全体像の話で一応確認なんですけど、MOXとの比較でどうこうとかいろいろ話をされていたんですけど結局のところは許可においては閉じ込め、限定された

0:30:55	区域に閉じ込めるという方針がうたわれていて、その具体っていうのは切っていないところがあったけれど、今回技術基準要求がある中で、許可の本文の取り込みが限定された区域に閉じ込めるという方針をとりながらそこを具体化する意味で、技術基準に合ったものを基本設計方針の中に盛り込みましたっていうのがまず基本ですかね。
0:31:14	はい。日本原燃小柳でございます。はい、おっしゃる通り、その通りでございます。
0:31:19	はい。規制庁谷です。その上で例えばMOXと要求内容が技術基準の要求内容が一緒のものであるならばMOXと同じような記載することができるのでそこは木造参考をしているし、
0:31:31	逆にも葛生と設計が違ってしまってるようなところに関しては実用炉と同じような設計になってるところがあるので、そういう時は実用炉の記載ぶりも参考にして書きましたとかっていうのが頭の説明でしたかね。
0:31:42	はい。その通りでございます。
0:31:45	はい規制庁館です。多分そういうことかなと思つたので
0:31:50	単に説明の仕方だけなんですけど、何か比較して合わせまして合わせただけでいうとどういう考え方で合わせたのかちゅうのがわかりづらい時があるのでちょっとそういった点だけ説明ぶりだけだと思う。
0:32:00	いただければと思います。
0:32:02	続けて行かせていただいて、25ページの表という数というっていうわけですけど25ページの話に関しては先ほどもお伝えしたんですけど、
0:32:14	閉じ込め関連部分が結構あって、0、
0:32:17	途中で電話してきませんでしたけどいろいろなお書きでいろいろな情報に飛ばしてると思うんですね個別設備飛ばしてるやつもあれば、一緒の他のところに飛ばしてるところもいたりすると思うので、最低限基本設計方針でうたってるもノーで飛ばしてるものに関しては、どこのどこの要求の部分を飛ばしたってのがこの25ページのやつで見える。
0:32:37	なっていると、多分前に書いた基本設計方針との関係でもこいつが意味を持ってきて、で、
0:32:42	かつ、それを説明したレベルを落とすときにはこの説明書載ってるんだなっていうので、これ今見れるようになる予定だと思ってるので、
0:32:50	そういった点を踏まえて整理すれば価値のあるものになると思うのでご検討のほどよろしくお願いいたします。
0:32:56	日本原燃小柳でございます承知者いたしました。
0:33:01	はい。規制庁谷です。そのまま、別紙4シリーズ行かしていただいてなんですけど、

0:33:07	ちょっとすいません説明が理解できなかったところがあるので49ページのところでなんですけど、
0:33:12	なお書きの記載で、支援せ、支援の話で純水冷却性圧縮空気を供給する設備とするっちゅう話があって、
0:33:21	ここっていうのを
0:33:24	電源の話がメインどこって話も聞こえたんですけど、閉じ込めの話としてこの内容が気に入ってるのって何回とかありますか。
0:33:33	話別に閉じ込めに限らず、
0:33:35	支援機能、
0:33:36	ほかに支援機能が影響するものがなくて閉じ込めだけが関係するからここにいてことなんですかね、なんかさっき電源の話が出たんであれだったら何か電源設備の説明のところに書けばいいのっていうのも思ったところはあったんですけどちょっともう1回全然聞いていいですか。
0:33:50	はい。日本原燃小柳でございます。電源に限らず主安全圧縮機、祝。
0:33:57	空気を供給する圧縮機等も、結果それらはですね閉じ込め名のための機能のために設置されているもの。
0:34:08	設備に対して、ユーティリティを供給するというようなもので、現時点の整理においては、
0:34:19	閉じ込めの支援機能というところで整理してる、させていただいております。
0:34:27	以上です。
0:34:29	規制庁田尻です。ユーティリティっていう意味でいうと、ユーティリティ施設としての説明をそれぞれ個別に書いてるけれど、別紙09下の助教が金戸設備の整理をしていく中で、閉じ込め機能を持つてる者の支援機能とそこに結びつく形で整理をしようとして今回原燃が整理をするので、一応ここになお書きとしてこれも書いておきたいんです。
0:34:49	で、個別のU T T系の設備の説明としては冷却水系であろうが圧縮空気系であろうが別途設備設備設備の説明をするところで、ちゃんと記載しますよと思っておけばいいですか。
0:34:59	はい。日本原燃の小柳でございます。はい、おっしゃる通りその整理、
0:35:03	認識しておりますし、とさせていただきます。以上です。
0:35:09	規制庁谷です。
0:35:11	そういった考え方をですねせっかく備考欄があるので書いといていただきたくて口頭で言われてここが添付いないこと自体を見てわかってたん

	ですけど、備考欄とかも特に何も記載なくて、かといって基本設計方針とも今言ったそのまま横にならなかったの、
0:35:27	考え方があってあればそういったところこそ備考欄に書いていただきたいかなというふうに思うのでよろしくお願いします。
0:35:34	日本原燃小柳でございます承知いたしました。
0:35:39	ちょっと規制庁タリーズ他もちょっと全体注意して幾らかあるので、次に右下 51 ページ行っていただいたんですけど、
0:35:46	ここはここだけに限らずなんですけどこのさっきのやつも全部含めてなんですけど、今回の申請範囲どう整理してますかっていうところに絡んでくるんですけど基本設計方針で書いていた逆流防止の話を添付にかかるまでは全然OKなんですけど、
0:36:01	そのあとのなお逆流防止に関する設計方針の説明については金荊谷と同じであるっていう記載があるんですけど、今回この逆流防止については説明をするのでしたっけ何か、個別設備として、逆流防止後、
0:36:14	別に今回対象じゃないような気がしてただし個別項目の放射性廃棄物の廃棄施設の換気設備に示すっていうところにぶら下がってることを考えても、その設備が申請されたタイミングで、その説明書の内容が出てくる話だと思っていて、
0:36:30	それがたまたま議員菅土岐説明した時から変更ありませんよっていうことになるんだと思ってるんですけど、今回、後ろの方も含めてたくさんいるんですけど、このなお書きで書いている昔の既認可説明書の記載って、
0:36:42	何、どういう意図でつけてるんだっけ。
0:36:47	日本原燃シミズする。
0:36:49	今回別紙の 7、別紙 4 の中でですね期間説明書を読み込んだのが、第 1 回の中で、閉じ込めの変更なり、基本設計方針をすべてし、
0:37:01	お示しするというので、それに関わる既認可の説明書すみません今回紐付けということで呼び込みに行ったんですがおっしゃる通り設備としては、
0:37:11	第 1 回申請にかかわらないところで、昨日のああいうでもちょっと別紙をのかい
0:37:16	た範囲ですね、ご指摘いただけてますので、申請設備との関連を踏まえてですね、1 回で各記載する範囲をですねちょっと見直したいと思います。以上です。

0:37:28	規制庁田尻です今おっしゃっていただいた通りでここに説明を続けていただいて変わりませんと言われても変わりませんというものの対象となる設備が今回の申請ないので、
0:37:39	変わらないの本当についていうところがわからないんですよきっと変わらないんだと思うんですけど、ただ、わからないものをつけられてもあまり意味がなくなるので、今回という意味でいうと、この逆流防止の国会に堰か何かの話とかいろいろついている形なんですけど、関わりうるとしたら崩壊熱良くの説明書の話だと思うんですけど、
0:37:56	崩壊熱状況を説明しても、何か金神野氏、説明書やたらとつけている方と引用する形から、ちゃんと引用する形で書かれてたりするので、今回の申請範囲を説明する上で必要なものはこれっていうのをしっかり特定した上で記載ぶりを考えていただければと思います。
0:38:13	病院に概ねシミズ了解いたしました。
0:38:17	規制庁た利率で続いて 52 ページなんですけど、先ほどおっしゃられた適切な点対策の話なんですけど、例示ぐらい書けばいいんじゃないかなというふうな気もダクトについては、何々等の適切な安全対策というふうに言っていたらまだわかるんですけどおっしゃっていただいた通り適切な安全対策だけだと何者かわからなくて備考欄に、
0:38:37	見ますといっても、この備考欄申請書とは関係なくなってしまうので、あくまで添付の説明書添付書類の中で、内容というのがいや、
0:38:46	把握できるような形で書いていただければと思うので、よろしくお願います。
0:38:51	はい。日本原燃小柳でございます。はい。添付書類の中にですね、土岐さいたす。
0:38:57	はい。記載をいたします。以上です。
0:39:01	はい。規制庁田井ですすべからく全部じゃなくても類推できるものとか代表例とかで等で縛る時等で記載をすること自体は否定してないので
0:39:10	ここも多分幾つか例示で書いたような形だったと思うんで、備考欄の記載も踏まえながら書いていただければと思います。
0:39:17	55 ページ以降とか 59 ページとか、いっぱい
0:39:22	過去の説明書利用されてるところは先ほどお伝えした通りなんでご検討いただければと思うんですけど。
0:39:28	次 62 ページのところ、
0:39:31	事故時のダンパ閉止の話なんですけど、

0:39:35	この話って設計上、基本設計方針だとどこにぶら下がるんでしたっけ何か運用か設計でこの話っていうのがどっかに書かれてるもんでしたっけ。
0:39:50	はい。峯の小柳でございます。野球機閉止ダンパのこと。
0:39:57	かと思いますが、基本設計方針では、具体的にちょっと記載はされ、
0:40:04	Dはおりません。
0:40:08	ので、機能の説明をする機能といいますか、事故の中の設計基準事故時においても、可能な限り負圧を維持するという、
0:40:21	ことに対してですね、ちょっとこちらをですね、ちょっと拡充したという整理にしております。
0:40:30	以上です。
0:40:31	規制庁田尻です。とりあえず基本設計方針のどっかにはぶら下がりますと少なくとも言っていたらしくて、今現状 62 ページで言うと、左側に書かれてるやつとところで、
0:40:42	事故時においても
0:40:44	ファン随時と可能な限りやっていますと、もう可能な限りやってきますよと書かれていて、その石田とは思いつつなんですけど、この建屋救急閉止ダンパーっていうのは自動閉止でしたっけ、これってどうやって閉止するもんでしたっけ。
0:41:00	日本原燃小柳でございます。まずこの設計基準事項の 4 行の記載に対してのちょっと別物ではなくてですね、ちょっと小、こういうものもありますよっていう、
0:41:15	もので記載をいたしております。ちなみに先ほどの吸気閉止ダンパーは、自動でインターロックというものでございます。
0:41:27	規制庁田尻です。インターロックであるならばインターロックで設備の説明が別のところ出てくるような気がするんで、その関連についてここっていうのであれば設備としての登場人物としてあるものをここにも書きましたって話でわかる気がするんですけど。
0:41:42	さっきの別のところの話に戻るんですけど、起こって今回申請で説明するものですか。何か一般則としてはな椎野仲野様は上に書かれている一つ目のパラの内数だ。
0:41:54	細かなものであるっていう話であるならば、その設備が出てきたとき今ちょっとインターロックで出てくるのかダンパ出てくるかちょっと、両方出てくるかどうかもあるかもしれないんですけどその時の説明のような気もするんですけど、今回入れられた理由って何でしたっけ。

0:42:08	はい。日本原燃小柳でございます。まず前段のこのダンパですが、これは安全保護回路ですので、安全保護回路の方で説明するという事になっております。
0:42:20	今回拡充したのは、あくまで上の農業、
0:42:26	の対応なんですけれども、ちょっと不破通。はい。すいません。排気系のことを基本的に謳っております、ちょっと
0:42:38	このダンパはですね吸気のことを指しているんで、ちょっと見えにくいなと思って、記載はしたんですけどもおっしゃる通り、議案、設計基準事故時の対応、
0:42:51	という点では同じ内数ですので、そういう整理においてはですね、ちょっとこの記載はちょっと
0:43:00	なくす方向でちょっと、はい。
0:43:03	いたします。
0:43:05	以上です。
0:43:06	うん。規制庁館です。
0:43:09	説明する意味があるとか記載する意味があるんだったら書いていただいて構わないんですけど、結局この説明をされても、今おっしゃられたように結局安全保護回路のところで説明するんですけどっていうところに行くまで、
0:43:19	この設備の説明ってまあ、委員会で受けてるって言ってしまったらそこまでもしれないんですけどあのうち今回の申請としては見てない形になってしまってるので、基本設計方針として、共通的な部分をうたっていて、その裏返しみたいのが添付にあってっていうところまで全然OKだと思っていて、で、
0:43:37	個別の話をするときも今回の申請に絡むものであれば別に全然書いていただいていいと思うんですけど、
0:43:42	要は説明書に何か今回の申請対象じゃないものもいっぱい書いてあったり、パツと思ったら書いてないところもあったりっていうのがあると、要は全体注意してちゃんと整理されたんですけどよねっていうところでどうしても、が生じてしまう気がして、
0:43:55	その辺りの考え方の各コード自体を否定するというよりは、書くんだったら確認の考え方ありますよねっていうところを整理して説明してくださいというのが趣旨ですので、その点踏まえて整理いただければと思います。
0:44:07	はい。日本原燃小柳でございます。先ほど清水も言った通り、第一グループのですね解除を、その整理、合わせてですね、

0:44:18	こちら辺の記載、併せて精査いたします。
0:44:23	以上です。
0:44:25	はい。規制庁谷です。絡む話としては、右下 63 ページとかのところで、
0:44:31	ブルーボックスとか風洞の風量書いていただいている流入風速流速書いていただいているんですけど漏えい率とか、
0:44:39	コラムを何か今回どこまで書けますかっていうような、なお書きで何かいろいろ今回追記いただいているんですけど、今回冷却塔っていう観点で見たときに、
0:44:49	どこまでこれ確認するか例えば 0.1%8.1%の話とか、0.5mmの話が書いてあるんですけど、
0:44:55	今回、設備としてのものが出てきてない状況になってるので、ここも理屈は一緒なので、今回の申請範囲を踏まえながら、閉じ込めの説明書として何まで説明しますかっていうところについてはちょっとご検討いただければと思うんでよろしく願いいたします。
0:45:10	日本原燃清水ですはい。全体再整理したいと思います。
0:45:18	はい、規制庁帯磁率よろしく願いいたします。閉じ込めに関しては、
0:45:24	自分のそれは後ろの方の積とかの話とかはさっき言った通りなんで今回の申請対象になる説明書の既認可の説明書とか、どこですかっていうのは整理してくださいと変わらないので、他の
0:45:36	同じようによろしく願いいたします。閉込め関連自分からは以上ですが、規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:45:43	院長の大倉です。基本設計方針の汚染防止のところではじめてちょっと説明があった。
0:45:49	説明。
0:45:51	第 1 項の方は、モック数と同じように、各部屋で除染の状況が容易になるように、
0:46:00	と思っているということで、わかるんですが、第 2 項の方は、これを許可のときにはなくて、それ、発電所の同じような要求のところ、
0:46:11	どういうふうに対応しているかっていうことで記載を持ってきたとそういう意味。
0:46:15	整理でしょうか。
0:46:19	はい。日本原燃小柳でございます。はい。その通りでございます。はい。モック数の方はですねちょっと技術基準の、ちょっと 2 行がちょっともうちょっとないという。

0:46:32	音がありまして、ちょっと比較という点ではちょっとできなかったの で、ですね除染できる設備ということでですね、発電炉の方を参考に、
0:46:46	出しました。以上です。はい、規制庁角です。これはちゃんと再処理で も、具体的に展開できるということでこういうふうに書いているとい う。
0:46:57	理解ですが、何か例、例示とかありますか具体例。
0:47:03	はい。日本原燃小柳オオヤナギでございます。ですね一応、金、えっ とですね具体にはですね純水等を
0:47:13	設置して、純水で汚染を除去するというのがメインとなります。
0:47:22	はい。以上です。一つわかりますわかりましたそういうのが今後展開さ れていくということで理解しました。あと第1項の、
0:47:31	樹脂系塗料等の
0:47:32	ところが、ここはMOXと同じように混合し、各建屋でまた具体的に、 この部屋にはこういうふうになりますみたいな、
0:47:43	説明が、添付書類の方でなされるとそういう理解でしょう。
0:47:46	よろしいでしょうか。
0:47:54	日本原燃清水です。こちらの各建屋の部屋に対する処置につきまして は、藤議員から説明書の方でですね、展開してございますので、
0:48:07	今後、第2回で基本設計方針出す単体右でですね、
0:48:12	と同じように金庫の呼び込みを添付書類の方で展開しようというふう に考えてございます。それはわかりますわかりました。
0:48:20	MOXだと等の解説のところにこの等は、具体的にはこういう説明書 で、
0:48:26	説明するみたいなことが、将来的なことまで書いてあるのでちょっとそ の等の解説のところにそういったことも含めていただけると助かりま す。
0:48:38	日本原燃清水です了解いたしました。はい、規制庁からです。私からは 以上です。
0:48:50	規制庁シミズです。他と規制庁側から倒木2棟ございますでしょうか。
0:48:59	なければ原燃側から1個視野について振り返りとスケジュールについて 説明をお願いします。
0:49:08	はい。日本原燃窪田でございます。振り返りさせていただきます。まず 大きな話としては、条文間の関連ですね、次条文と関連条文の、
0:49:19	要求を並べた上で、閉じ込めから関連条文に展開するものを整理した上 で、25ページの整理表を含めてまとめということがあります。
0:49:32	あとワー、衛藤。

0:49:35	負圧維持、あと気体廃棄物の浄化基準事故の基本設計方針の1、
0:49:42	安重非安重のものの書き1ちょっとを精査して見直させていただきます。
0:49:49	あとは別紙4で設計方針、追加したものを、
0:49:55	生かした考え方は、なおかつ等を追加したものがあれば、その意図をですね、備考欄に記載した上で、
0:50:06	6というのが上がりました。
0:50:09	あとは、
0:50:10	衛藤。
0:50:12	市民課の
0:50:15	説明書を読み込んでいるもの、或いは、なお書きでいろいろ説明しているものについてですね、今回の申請設備の範囲を踏まえた上で、記載の、をするしない或いは記載の仕方を見直すと。
0:50:28	いったことを対応させていただきます。
0:50:32	あとは、
0:50:36	資本の説明であと適切な安全対策といったところを少し例を挙げながら、備考欄に書いたようなところを、
0:50:47	添付の中で、
0:50:48	明確にして記載をするということです。
0:50:52	後は、
0:50:57	ちょっと古い最後にありました汚染防止のところですね。
0:51:01	等の解説を
0:51:05	今後も含めた形で、
0:51:08	しっかり書くということに、検討したいと思います。
0:51:16	以上が、以上、
0:51:18	IAEAと検討して資料に反映したいと思います。以上です。
0:51:29	規制庁市民にすると、スケジュールについてはいかがですか。
0:51:44	少々お待ちください。
0:51:58	日本のクボタでございます。
0:52:01	今回ご指摘いただいたところ反映しまして、
0:52:06	最終週にまたご説明できるように来週提出をさせていただきたいと考えております。以上です。
0:52:15	規制庁市民です。1年米について規制庁側から特段なければ、
0:52:23	それで次の資料に移りたいと思います。
0:52:28	園側から説明をお願いします。

0:52:32	はい。日本原燃の蝦名です。外部火災についてご説明させていただきます。まず冒頭です。資料の方なんですけども、補足説明資料かなり出してはるんですがそちらの位置付けをご説明させていただきます。
0:52:50	外部火災につきましてはですね、8月23日にヒアリングを実施させていただきました。コメントいただいた部分につきまして修正したものを一通り、
0:53:01	提出させていただいてございます。
0:53:04	その中でですね論点としてののは、外、外から00の共通ですね、あとは外貨の住居運動。
0:53:14	あとは外貨08の施設選定、あとは外貨17の消火活動に影響を及ぼす施設についてということで、その四つを考えてございます。
0:53:27	よって、本日はですねこの四つを件名としてあげ議題としてですね挙げさせていただきます。
0:53:36	共通00につきましては、基本的にはMOXの合わせ込みを行っているところでございますが、昨日ですね、セガワの方からもあったように、合わせ込み、まだ、
0:53:49	等々ではございますが、今後ですね昨日、花山牧において、この
0:53:59	もらったコメントです。事象共通的にですね、反映しなきゃいけないものがあると考えてございますので、そちらは、今後、修正が必要かなというふうに考えてございます。
0:54:13	今回はですね、その8月23日のヒアリングにおきまして、コメント反映した結果をですね中心にご説明させていただきます。
0:54:23	はい、それでは説明に入らせていただきます。
0:54:27	はい。日本原燃のモリマツです。それでは外貨00ですね、の方を、
0:54:32	説明させていただきます。
0:54:35	衛藤。
0:54:36	これぐらいですね、お母さんとカートでもありましたけども、施設の並びとかございましたが、そちらの方ですね、他の事象に合わせて並び替えをしている。
0:54:47	といったところと、基準適合をした上で、MOXのですね言葉より選びについては整合を図っております。そういったところをですね担当にそういう問い合わせあったりとか並びを並べ直してるところにつきましてはちょっと説明は割愛させていただきます。
0:55:03	で、前回のコメントを反映といたしまして、技術的論点が残っているところとしては通し番号36ページですね、の一番下と下から2番目のパラグラフですね。

0:55:15	火炎直近の施設の部材、
0:55:18	耐火被覆と遮熱板の全周を遮るという記載につきましてはこの記載の通り、鉄筋を適正化させていただいております。
0:55:27	ただですね昨日街竜巻 34 の方でも、ご説明した通りですね、この薄い書き方を、その冷却塔とは、はっきり景況施設に、
0:55:37	展開させたときに、会員貯金という言葉がちょっと
0:55:42	ちょっと戻ってしまうというところがございますので、そこは基本設計方針からしっかり直したいと思っております。
0:55:48	ちょっと長くなるんですけども周辺施設を含めてですね、内閣となりうる会員
0:55:55	直近が想定されるっていうようなそんなところの記載を加えさせていただいて、複数施設の中で外郭を選んでっていうのがちゃんと選んで、わかるようにちょっと記載を直させていただきたいと思います。
0:56:07	この基本設計方針の見直しに合わせて、竜巻 34 は直させていただきます。
0:56:14	あとですね、輻射を遮るように、
0:56:17	欧州を全体という記載にしております。
0:56:21	ただですねちょっとこれまで
0:56:23	補足説明資料の中でも、鏡に、
0:56:27	事務頭皮竜巻防護ネットの方ですね、天井に設置されていて、花粉しか明らかに除熱しない。
0:56:36	部分については、エネペネ地熱しない本竜巻ネットの防護盤。
0:56:42	については片面しか載りませんと言いつつ、ちょっとそれ、主要行全体っていうふうな言葉をちょっと入れてしまうと、全部に適用されてしまうのでちょっとうまくなかったなというふうにちょっと反省しております。
0:56:52	そこについてはですね、ちょっとここもちょっと修正させていただこうと思っております、
0:56:56	宿舎を下げるようにっていう言葉だけちょっと残させていただいて、添付ですね、細かい説明をちょっと加えさせていただきたいと思います。前回までパソコンで書いていた、
0:57:09	形で、ちょっと記載をさせていただこうと考えております。
0:57:12	通し番号 44 ページの方です。
0:57:15	ここはちょっと、今回、特に修正をしていないんですけども、ちょっと昨日、停止時の話が火山の方でありまして、そういったところを踏まえ

	てですね各事象に対して必要な措置ってというのは書かなきゃならないというふうにちょっと考えました。
0:57:34	我々の方が竜巻の方、大火山の方、外部火災の方で、
0:57:39	墜落火災が発生した時に
0:57:41	竜巻ネットの点検とかですね、補修を行いますというのも書いてありますので、そちらの方もですね必要な運用が読めるように、ちょっとここにですね、
0:57:53	こちら火災が発生した場合は耐火被覆の影響を確認するなどの、必要な措置を講ずるという文言を付け加えさせていただきまして必要な運用はですね、ここで読み取れるように、
0:58:03	ちょっとしたいと考えております。ちょっとこれはですね全体でその他の方ですね、もとのところで、再処理施設に大きな影響がある場合については必要な措置を講ずると。
0:58:15	いう文言がございましたので、2月ぐらいまでちょっとその文言をですね会館外部火災もですね、このネットのために書いてたんですけど、ちょっと全体整理の観点で、同じものがある並びに、
0:58:26	並べましょうというところで、ちょっと消してしまっていたので、そこはちょっと記載を拡充いたします。
0:58:32	あとはですね、続きまして通し番号 272 ページなんですけども、この外貨 19、後でちょっと補足説明資料として説明させていただきますけども、
0:58:45	医事課の使用の温度ですね、文献のものについて、こういった文献を使ってるかというところを明確に書きなさいという指摘については、添付の方で展開させていただいております。
0:58:57	当該から 19 の方はですね考え方を記載していますので、メーカーの決めているものということに記載させていただいてますのでそちらの方には特に反映せず、こちらの方に反映しているものになっております。
0:59:10	あとはですね通し番号 285 ページ。
0:59:16	軽重と内部ラインのところにつきましては、ここもちょっと先ほど
0:59:23	閉じ込めの方でも議論ありましたけども、金加藤の呼び込みをしているものになっております。ちょっとこの内容で、今回は対象施設になっているので今回は我々のやつは多分大丈夫だと思うんですけどもそちらの方確認いただければと思います。
0:59:36	ライフライン等濃度とかについてもっていうふうにちょっと前回言われていましたけども、こちら添付の液位認可の方に記載されているので記

	載の重複を避けるためにですね、リンクのみ記載するという形にしております。
0:59:50	説明としては以上となります。
0:59:56	規制庁、岡です。それでは幾つか確認させていただきます。
1:00:02	まずちょっと説明がなかったという風に、
1:00:07	25 ページ目の基本設計法
1:00:10	うん。
1:00:12	のところから、2 段落目と 3 段落目がですね、何度か同じことが書いてあって、これは今の別紙 1 の形だと。
1:00:24	それぞれの火災に対する防護対策として読めるんですけど、ちょっと別紙 6 を見てて、
1:00:33	同じことが何度も、見だしもなく、書かれてるなというところがちょっと気になったので、この辺、
1:00:39	小見出し等をつけて少し区切りがわかるようにしていただきたいんですが。
1:00:43	その辺いかがでしょうか。
1:00:46	日本原燃の上間です。タイトルを振るということですね。はい。大統領はさせていただきます。
1:00:52	はい。
1:00:53	はい。
1:00:54	規制庁岡です。あと 34 ページ目。
1:00:58	一段落目 2 段落目のところで、
1:01:02	航空機面火災を直近で起こす対象ということで、
1:01:08	一段落目建屋で 2 段落目は竜巻防護対策設備というふうに限定してしまっていて、許可の時は建屋等で呼んでいたところが、これ二つとも、
1:01:20	限定したんですが、基本的に基本設計方針として、これらはもう限定して行って大丈夫ということうでしょうか。
1:01:32	日本原燃のモリマツそうですね外、先ほどちょっと 36 ページの方でも、その外殻となるっていうところについては、
1:01:42	来客になる場合もあります非常用電源建屋とかは、電源 A 棟、冷却塔が隣に二つありまして、外殻は建屋の後ろの背面を守っていて、
1:01:55	前は冷却塔で、その周りが竜巻飛来物ぼごめん、竜巻ネットがあるみたいなところもあるので、
1:02:03	ちょっと許可がそのままちょっと、単純もできてしまったのでちょっとそこは広く取れるように、検討させていただきたいと思います。

1:02:11	規制庁からですわかりました。竜巻防護対策設備以外でも読み取れるように、
1:02:17	するという理解で、今の説明よろしいでしょうか。
1:02:23	はい。そうですね。安重の外殻っていうところが広くとれるように、記載を直す。
1:02:31	直します。はい。成長。
1:02:34	明日
1:02:35	あと、
1:02:36	先ほどもちょっと説明あったところで36ページ名の、
1:02:41	等と、
1:02:43	下から2、2段落目の耐火被覆に係る塗装のところはまず貯金となるというところは先ほど、
1:02:52	行っていただきましたC機能も、仕様書の方で頭出ししておりますか。
1:02:58	あと周方向全体というところも、
1:03:01	支持学校に関しては周方向全体出しあと多くの部材は市支持学校全体になるんですが、5番は、片面しか出てないものもあって、
1:03:13	先ほどの説明だとその理由は、完全に斜熱されるからということ。
1:03:20	まずは理解としてはそれで大丈夫でしょう。
1:03:24	はい。その問題、そのことで問題はございません。はい。そういう状況ですねこれがですねちょっとこちらでも気になっていてずっと確認していたんですが、
1:03:34	04ではそういうふうにとめられていて、遮熱板と同じようなものがあるという認識はしていたんですが、今の外貨04からは消えていて添付書類の方にも書いてなくて、
1:03:47	おそらくガイド以下04をの中で添付書類に格上げするようなものは、ちゃんと添付書類側で、そのスペックを明示してくださいって
1:03:57	いうコメントに対する対応のところ、消えてしまったんだと思うんですが、ちょっとMOXの方でも以前、必要な情報が抜けているというようなコメントをしましたが、この辺、
1:04:08	大丈夫でしょうかまた、やはりちょっとチェックしていただきたいんですが、
1:04:13	はい。再度チェックする、日本原燃のモリマツで再度チェックさせていただきます。マーキングして、しっかりと入れていこうとしてたんですけど、

1:04:22	今、そうですね少し前にですね、確認したときに、抜けていることを確認いたしましたので、もう採取最終チェックをもう1回させていただいて、抜け落ちがないようにいたします。
1:04:33	おっしゃいませんでした。規制庁岡です。お願いします。ちょっと今の話で、仕様表とかでも周方向全体を補助防護盤防護盤に対して行うっていうようなことが書いて
1:04:46	で、図面の方も全部本版は塗ってあって、
1:04:52	今その片面だけ載る部分というのが、
1:04:56	申請書上見えてきてない状況。
1:05:00	なんですけどその辺で何か考え等ありますでしょうか。
1:05:13	日本原燃です少々お待ちください。
1:05:33	はい。日本原燃のモリマツです。はい。そちらの方ですね、図面とカーにですねそこがわかるように例えば注釈を入れてここの5番については片面ですとか、
1:05:46	そういったことがわかるように記載させていただこうと思っています。
1:05:50	はい。それでは岡ですよろしくお願いします。あと、次の段落、遮熱板の話も、昨日ちょっとありましたけど、片面という、
1:06:00	ところはもう少し具体的に、
1:06:02	書くと、どういう観点とか、ちゃんとわかるように書くと。
1:06:06	ということでお願いします。
1:06:09	はい。日本原燃のモリマツです。そっちの方をちょっと確認させていただきたいんですけども、添付の1の方ですねちょっと少々お待ちください。通し番号ですね。
1:06:24	通し番号117。
1:06:27	の、そこにですねきちんと後半の受熱面側ってごめんなさいな、何故か添付の方にはしっかりと書くという所見があっまして、こういう文言でよろしいですかねこれをちょっと手毀損設計方針に掲げしようかなと思ったんですけど。
1:06:41	はい。規制庁管です受熱面側で結構かと思います。誰が見ても、この片面っていうのがどっちの面かわかるようにっていうのが方針で書いて欲しいところ。
1:06:52	ですので、受熱面側でしたらわかるかと思いますので、これで結構かと思います。
1:06:58	はい、ありがとうございます。
1:07:03	規制庁岡です。で、あと36ページ目。
1:07:08	の、

1:07:13	遮熱板の跨がキーのところ、最後の行、また、点検等の教えて、ここをちょっと前日もコメントしたんですが、この今の書き方だと遮熱板。
1:07:25	が、
1:07:26	遮熱板の点検等の保守性を考慮した設計というふうに、
1:07:30	今の段落の構造上、遮熱板について書いてるように読めるんですが、
1:07:36	こうやって外貨 04 とかで聞いてた話だと本する部材の点検等を、
1:07:42	やりやすくするようになっていうふうに聞いていたんですが、実際のところこってその、
1:07:49	後はそういう仕事が入れてわかりやすく、
1:07:52	する、していただきたいんですがいかがですか。
1:07:56	日本原燃のモリマツです。大変申しわけません。これはちょっと出演しておりました。
1:08:00	防護対象施設の点検等の保守性を盗取明確にさ、記載させていただきます。はい。その点検ってというのは、遮熱板も点検すると思うので、ちゃんとその辺が、
1:08:13	どっちもですよってということが読めるようになってるのが一番いいのかなと思ったんですが。
1:08:19	今のおっしゃった感じだとちょっと限定かかっちゃったかなと思ったんです。
1:08:24	日本原電の森安そうですね。
1:08:27	はい。ちょっと主語 A と整理してですね、両方が読めるように、検討させていただきます。はい。西條さん、よろしくお願いします。
1:08:35	で、40 ページ目で、前回コメント対応されたということでその酸素濃度二酸化炭素の濃度のところ基本的方針の 2 段落目、
1:08:46	ここが、確かに、運用上の措置の方で 44 ページ目の方に追加されたのはわかったんですが、こっち未据え置きというか、
1:08:57	ただ居住性を損なわない設計とするとなっていて、設工認フェーズでこういう書き方をすると、何か
1:09:06	ものとして展開される部隊が展開されるようなイメージを持つんですが、
1:09:11	ここは実際何か設備として展開するようなものがあるということなんでしょうか。
1:09:18	日本原燃のモリマツです。少々お待ちください。
1:09:36	はい。日本原燃のモリマツです。酸素濃度計に酸化な炭素濃度計をつけるということになる。その、

1:09:44	設計とするというところは、酸化炭素、二酸化炭素濃度計をつけるという設計とします。
1:09:51	ちょっとこれは、ただですね、中央制、制御室の方の、
1:09:56	基本設計方針等、ちょっと横並びを図りたいと思いますので、ちょっと確認してですね、その設計が寄付、基本設計方針のせる部類のものにしてあるのかどうかというところは、
1:10:08	ちょっとそちらと調整させていただきたいと思います。はい。規制庁甲斐です。昨日も議論ありましたけど今のように何か設備がある場合はこれでいいとして
1:10:18	もし
1:10:20	運用上の措置だ形のものであれば例えばその紙上の段落とか下の段落にあるような措置を講ずる設計とするとかあとMOX側では、結構丁寧に
1:10:32	ここは措置、ここは設計というふうにしっかり書き分けていましたのでそういうのをちょっと昨日もありましたが参考にしながら、記載の方、整備していただきたいと思います。
1:10:45	日本原燃のモリマツです。かしこまりました。
1:10:48	規制庁かですね別紙1に関してはちょっと、私からは以上なんですが、
1:10:55	続きまして私の方からちょっと最後まで別紙4の方に、
1:10:59	さしていただきます。で、
1:11:01	し417ページ目。
1:11:09	の2段落目。
1:11:17	ここ、耐火被覆に係る塗装は複写さんいるため、輻射方向以外に、というふうに今回何か、
1:11:25	変えられてるんですがこれ、どういう意図なんでしょうか。
1:11:31	日本原燃のモリマツです。まずこれは耐火被覆を塗るというものに対して、衛藤、少し、1ページ戻っていただいて116ページですね。
1:11:42	で、
1:11:45	行政経営方針の方で、耐火被覆に係る塗装は、
1:11:49	当施設の火炎の直近となる部材はすべてをという記載に対して、
1:11:56	周方向全体を施工する設計とするという文言を使えてまして、ちょっとこれ、横並びはちょっとできないんですけど100、117ページに戻ってもらって、
1:12:09	それを基本設計方針をですね、
1:12:13	して、斜めからの輻射のやつをですねちょっと観点が規制基準でちょっと学童が新しくなるので、ここの輻射もあるので、周方向全体を施工するという目的をですね、

1:12:27	落下したというものにしてあります。規制庁岡です。そういう1頭で追加されたということでただ審査会合等で、結局こういう、ここはもう保守、
1:12:38	的に、
1:12:39	念のためみたいなイメージで、周方向全体にしていたという認識で一方で、今の書き方だと、斜めからの輻射っていうのも、複写方向だとは思っ
1:12:51	ていて、ちょっとそこの違和感を感じたんですが、
1:12:55	いかがですか。
1:12:57	はい。日本原燃のモリマツです。そうですね
1:13:00	話の経緯をちょっと思い出しながらちょっと書き出してしまったところがあってそうですねその複写方向っていうものの整理に斜め輻射入りますので、
1:13:10	ちょっとこの使い方はおかしいかと思います。はいなので、ちょっとあおさ、削除します。はい、規制庁から中央港全体を、
1:13:20	施工する経緯っていうのは新開郷等でやっぱり熱影響を保守的にとらえて、この辺はしっかり守りますっていうことを宣言されたものだと。
1:13:31	記憶していますので、
1:13:33	こういう何か、
1:13:35	t 替えの報告会を望む、どうこうじゃなかったような気がしますのでその辺の経緯も含め、理由は、しっかり
1:13:44	書いていただければと思います。
1:13:51	江藤岡です。次別紙2の方なんですが、
1:13:58	施設選定のところで、
1:14:00	まず131ページ目、103
1:14:06	この選定の基本方針が書いてあってここは網羅的に書かなきゃいけないところなんですが、結構、
1:14:12	歯抜けというか次からの2.1とかに続く前提となってなくてですね、例えば今、屋外施設IIが抽出されることが書いてないん。
1:14:24	という認識なんですが、
1:14:26	この辺、もう少し何かかなり薄くて、かつ部分的で、
1:14:33	ちょっと前提条件の書き方としてはふさわしくないかなと思ったんですが、再検討いただけますか。
1:14:41	かしこまりました。まず、コンセックの流れはですね、外部火災防護対象施設、いわゆる安重を抽出するで、

1:14:52	なので屋外も屋根をまず安重が抽出されます。建屋内の外部火災対象施設は、建屋により防護されるのでって、
1:15:02	逆に何ですかね、建屋のやつが何ですかね隠されていくみたいな形になっている流れになっていると私はちょっと、そういう書き方だと認識をされていて、
1:15:14	逆に屋外を選び直すみたいなことを書かなきゃいけないですかね。はい、北岡です。安重。
1:15:25	を抽出するっていうのは初めに書いてあってそのあとに、この案中で選ばれるものはこんなものです要はここから始まる。
1:15:33	ところだと。
1:15:34	説明が始まるころだと思んですが、
1:15:37	もうその安重っていうのを、
1:15:41	安重のスタイルがもうなんか限定してしまっていて、建屋の中で守るものが、
1:15:47	建屋の中に入ってる安重はこうこうこういうものです。で、
1:15:51	それ、それ、それだけなのかっていうふうに、何か、かなり
1:15:57	思ってしまうような今のまとめ方になってる
1:16:00	屋外にも安全がありますよと。そういうものもちゃんと抽出しますよっていう、そういうのが、全然説明されてないなという印象だったんですが、いかがですか。
1:16:15	日本原燃のモリマツです。ちょっと検討させていただきますちょっとごめんさいちょっと今ストーリーが大分、
1:16:22	ちょっと壊れてしまったのでちょっと一つですね。衛藤。
1:16:27	規制庁やすく言うと、2.1の(1)とか(2)とか(3)の、こういうものが、
1:16:35	ありますよということが繋がればいいと思うんですけど、今の前、前段だと、ただその条件はこういうふうに、
1:16:45	Aとしますって言っていてその次へ続くような、そのワードが入ってないっていうような印象を持ったっていうことなんですけど、
1:16:55	わかりましたそうですね。そうとらえると、そうですね。それがわからないので、今タイトル、タイトルに近い形でこれを選ぶっていうのが、あの際、
1:17:07	選定するっていう言葉で定義されているので、選定するというものの中に屋外施設もちょっと入れるような形にします。
1:17:14	はい。規制庁甲斐です。意図が伝わったと思いますのでまた再検討の方よろしくお願いします。

1:17:21	あと 136 ページ目。
1:17:24	ここはちょっと再コメントみたいになるんですが、(4) の、
1:17:30	3 段落目、下から 2 段落目、コンクリート製のってところが、
1:17:35	これ。
1:17:37	前回もちょっとコメントしたと思うんですが、建屋の評価に包絡されるとだけ書かれると、
1:17:43	何でってなるんですけど、やっぱり厚さとか、建屋の評価ではしっかり厚さとか見て、決めているところがありますので、
1:17:52	ここの理由っていうのはもう少ししっかり書いた方がいいのかなと思ったんですが、いかがですか。
1:17:59	はい。日本原燃のモリマツです。大変申し訳ありません。そうですねコンクリート製の飛来物 5 番 40 センチ程度確かあったはずですよ。それをちょっと書くか。
1:18:09	書いて何かちょっといろいろですね外部から 08 も見ていらっしゃると思うので、あっちの方にちょっといろいろ書き出したときに、
1:18:17	こっちのやつをちょっと、
1:18:19	あんまり補足しなくてもいいんじゃないかっていうのでちょっと書き、戻したんですね。その際にちょっとコメント反映が漏れちゃったみたいなので、ちょっとそこは各再度記載するようにいたします。はい。
1:18:31	結構、そ、今の添付書類というか、大分直ってきたんですが添付書類結構、市町だけこういう結果だけになっていることが多くて、
1:18:43	ただ添付書類の中では理由までしっかり書いてもらって、補足説明の方でその根拠を説明するとそういったような位置付けになるかと思いますので、
1:18:53	理由なくただ、
1:18:56	ただ、幸田多田家、こういう結果だっているところは少し理由を書いて欲しいという意図になります。
1:19:04	いかがですか。
1:19:06	はい。日本原燃のモリマツです。大変申し上げます。はい。これからちゃんときちんとやるようにいたします。はい、規制庁からですね、別紙 4-3 に移りまして 145 ページ目。
1:19:18	ここも、設計方針の方いろいろ、こっから続くところを見直していただいて何を引く。
1:19:25	評価するから何を確認するかということは、大体わかったんですがちょっと前回も例として言った、例えば、(1) 森林火災に対する設計方針の段落、

1:19:37	ここ、
1:19:38	もう普通に読むと、建屋は建屋により防護するってなったり、
1:19:43	あと離隔距離もどこからの離隔距離っていうのがわからないと、そういうところを少ししっかり、
1:19:49	書いてくださいというふうにコメントしたんですが、まだちょっと精査が足りないかなというイメージでしたがいかがですか。
1:19:59	日本原燃のモリマツです。
1:20:00	すいませんそこははい、適正化いたします。
1:20:04	はい、規制庁からです。何を確認するっていうのか、大体、書いていただいたと思うんですがもうちょっと、はい。お願いします。
1:20:13	あと、216 ページ目。
1:20:23	うん。
1:20:26	Cポツとなっているところ、ここが、昨日もちょっと仕様表の方で議論があったんですが結局、これが、
1:20:36	こういう部位が何かっていうことがしっかり結果としてまとめられた上で、構造図でも示され、
1:20:44	ていることが、あと仕様表の注釈とかですねこういうワードを使って示されていることが必要かと思しますので、
1:20:52	この対応の方、よろしくお願いします。
1:20:58	2 本目のモリマツです。リストを整理するというイメージですかね。はい、規制庁 219 ページ目に、
1:21:08	冷却塔の方は、評価対象部位と防護対策という表があって、
1:21:13	ここでは、総合対策として耐火被覆
1:21:16	遮熱板がついているものは、ちゃんと構造図と、構成も合ってるし、このワードを使って商標にちゃんと書いてもらうと。
1:21:26	そういう考えで、波及的影響の方も、そういうものがないと、結局その商標の注釈のところ、波及的影響を及ぼす部位、部位はみたいなことが書いてあっても、
1:21:38	そのあと図を見て、何でこれが波及的影響を及ぼす部位って、どこに書いたんだろうみたいな議論になるので、もう少しそこは添付書類の方でちゃんと書き下した上で、
1:21:50	構造図に飛ばすようにして欲しいなという意図ですが、いかがですか。
1:21:55	確定的影響の方ですね。もし、日本原燃の守屋です。波及的影響の方のこのリストですね。はい。五味さんちょっと冒頭で言うの忘れて申し訳ありません。はい。ちょっと昨日コメント反映を、コメントを受けて、

1:22:06	添付書類に、安重側と同じように波及的影響の方もここの部位が必要で すと、どこ、
1:22:13	波及的影響を受ける受けないも合わせてちょっとリストにして、はぎと り影響があるものっていうものは耐火被覆対応します、してますとか、 というのがわかるように、ちょっと勝野な記載させていただこうと思いま す。片面もわかるようにそのリストに入れようかちょっと悩んでいると ころぐらいです。
1:22:30	規制庁から3わかりましたそういう書類同士のリンクがしかも申請書上 でしっかりなされて、わかりやすくなっているっていうことが重要か と思いますのでそういう視点も含め、
1:22:43	検討いただければと思います。
1:22:46	あと 219 ページ目先ほどの 5.3-2 表の、
1:22:50	防護対策で今、耐火被覆と遮熱板と申し上げましたがその場になってい るもの、こちらは評価で、
1:22:58	確認していると思うんですが今そのバーが何かっていうのがなくてで、
1:23:03	何もしてないかのように見えるような表になっているんですが、何かそ の辺形をした方がいいと思うんですがいかがですか。
1:23:13	そうですね。日本原燃のモリマツです。
1:23:17	はい。そこは下に注釈を入れるなりですね、してバーのところがわかる ように対応させていただきます。
1:23:25	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。あと、271 ページ目、4-3 -1。
1:23:38	ここは先ほども説明がありましたが、冷却水温度のところ短期的なと いうふうに、今回追加されて、ただこれ、添付書類なのでこの短期的っ ていうことが、
1:23:53	どこかで、
1:23:55	ちゃんと明示された上で、ここ短期的だっていうのが、誰でも分かる ようになっている必要があるんですけど、
1:24:03	今の評価のところだとそういう時間関係は、国立六ヶ所幾ら位しか書い てなくてですね、
1:24:13	も、こういう、こういうワードを使うのであれば、誰が見ても短期的だ っていうようなことをもう少し説明いただきたいんですがいかがです か。
1:24:23	はい。日本原燃のモリマツです。この次外、外が 19 の方には 1 日程度 のというのを

1:24:30	を入れてますので、1日程度の短期的な温度上昇に対しというのを、明確にここで書かさせていただこうかと思います。はい。規制庁加賀です。
1:24:41	ここで1日程度ノーと書いていただいてそのエビデンスがしっかり海外と19で展開されて、
1:24:49	いて欲しかったんですが、外貨19の方でもその1日程度っていうのが、
1:24:54	文言としてだけあって、その具体的な
1:24:58	エビデンスがついてなかったんですがその辺は、
1:25:02	何か準備できそうでしょうか。
1:25:06	はい。日本原燃のモリマツです。そうですね一応、森林火災63時間とかにはなってるんですけど、防火代直近で燃えるのは数時間程度、
1:25:16	衛藤安保形ですね施設直近でもあるのは数時間程度で石油備蓄基地火災については、各自現有で評価した場合に13時間、衛藤敷地内の危険物、
1:25:28	それから20時間ぐらいですかね、一番長いもので、というようなちょっと整理は一度しておりますので、ちょっとそれを並べさせていただいて、
1:25:37	入れようかと思いますちょっと1日程度というのがちょっと森林火災が、63時間だったかな。
1:25:44	トータル時間はあるものの、影響をおよぼしてるのが、そもそもそんだけ短いんですっていうのをちょっと言わなきゃいけないと思っててちょっと1日っていうとちょっといろいろ物議を、何か、あくまでも外部火災で今回評価しているのは、
1:25:59	ちょっといろいろ物議を醸し出すんじゃないかと思ってですね、ちょっと補足のほうでも、ちょっと一旦そういう説明をして1日程度っていうのを書くか書かないかというところをちょっと相談させてもらいたいと思ってちょっと補足の方は書いて、
1:26:12	ちょっと相談させてもらおうと思っていました。で、ちょっとそこはです。ねしっかりと明確に書いた上で、次回お持ちしたいと思います。
1:26:21	はい。規制庁甲斐です。わかりました。今の森林
1:26:23	それにちゃんと説明できる話かなとは、今思いましたので少し説明が薄いとすぐ議論になりますのでしっかりと
1:26:34	根拠、根拠をちゃんと持って、説明いただけた方がいいかと思いますので、よろしくお願いします。
1:26:44	表現で止まりますかしこまりました。

1:26:46	規制庁岡です。あと別紙4-4の方で先ほどもちょっと説明された
1:26:55	285ページ目から始まるんですけどね、既認可の説明書の第2-3表によりっていうふうに書いてあるんですが、この表、
1:27:07	第2-3表で数値が羅列しているだけで、
1:27:12	具体的にこの数値の根拠とかがその前段でも説明とかなかったんですが、
1:27:19	前回のコメントはやはり今後割合からどういうふうにしたのか少し、
1:27:26	わかるように、
1:27:28	してくださいってコメントだったんですが、
1:27:30	ちょっと数値しか見当たらなかったんですがそって説明つきそうです。
1:27:41	日本へのモリマツ少々お待ちください。
1:28:09	日本原燃のモリマツです。ちょっと確認させていただきたいんですけども、この注釈の中で書ける範囲で、
1:28:19	いろいろ苗村委員の45%ですね。
1:28:23	の方がこの資料の中に書かれていて、その時に比重はこうなるっていうぐらいだと思うんですね。穴井は45%における必要流量は、
1:28:36	この絵になるみたいな書き方になると思うんですけどそ、そのぐらいの書き方でよろしいでしょうか。それとも何か、
1:28:44	うん、どこかに何かそ、その45%のときに、この批准になるみたいな。
1:28:50	計算か何かを載せるイメージでしょうか。
1:28:54	規制庁からわかればいいと思うんですが、45%に対して、どういうふう
1:29:04	に作られましたか数値を。
1:29:04	そこを、
1:29:06	が、多分普通にすぐ、
1:29:09	この枠内で説明できる範囲かなと思ったんですが、
1:29:13	通す。
1:29:14	その45%をどう考慮しましたかっていうところなんです。
1:29:34	はい。多分、ちょっと今ここでも議論させ、日本原燃のMORESCOでも議論させていただきましたが、多分水等内部ラインの
1:29:42	一対一、板井Gではないですけど一体、45%濃度っていう時の単純な
1:29:50	重量の計算をしてるだけなのでここには書ける内容だと思いますそれをちょっとそういうふう
1:29:59	に計算してますっていうのを書いておきます。
1:29:59	はい、規制庁加瀬さん。あと非ね通側は、
1:30:04	そんな単純な話なんですかね。ここに書けないことはないと思いますので比熱側ってどうやって作成したかすぐ出てきそうですか。

1:30:21	馬目永瀬日本原燃のモリマツです。メーカー内部ラインのどう、どんどん夕日比率の比熱になるかっていうやつはメーカーのカタログのグラフですね受験Gだと思うんですけども、
1:30:35	そちらのものを使っています。実験値に基づきってというような形で記載させていただこうかと思えます。はい、規制庁かです。そういう、
1:30:45	文献がわかるようになってというのがまず一つあるんですが、それで効果ベースでしょうか。
1:31:01	日本原燃田仲でございます。時委員会においては数字だけを出すという形で紹介させていただいておりましたこちらについて等、ちょっと公開ベースになるかどうかはちょっとメーカーの方に確認して確認したいと思います。以上です。
1:31:15	はい、規制庁から質問し一般的にそのメーカーカタログとかで載ってるようなものであれば、別にご書いていただいてもいいんですが、もし
1:31:25	メーカーの、
1:31:27	技術資料とかで、あまり外に出したくないようであれば少し、エビデンスとして、
1:31:34	つけていただくとか、何か少し工夫が要るかと思えますので、
1:31:39	よろしくをお願いします。
1:31:47	はい。日本原燃のモリマツです。ちょっとメーカーと調整させていただいて、どういう対応させていただくか、検討させていただきたいと思えます。
1:31:56	はい、規制庁さんです。00 関係私からは以上なんですが、他の規制庁側から、
1:32:04	何かコメント等ありますでしょうか。
1:32:12	次ないようでしたら次の資料に、
1:32:15	言っていたらと思いますが、
1:32:21	はい。日本原燃のモリマツです。それではですね、江藤が伊賀以下 19の方をご説明させていただきます。
1:32:27	こちらも 8 月 23 日に
1:32:31	説明させていただいてコメント反映となりますのでそちらの方を進めさせていただきます。技術的論点になっていきますところでご説明させていただきます。ありがとうございます。
1:32:41	通し番号 16 ページ。
1:32:43	冷却塔の強度でございます。

1:32:46	そちらの方ですね、冷却水のところ、コメントが残っておりましたのでそちらについてですけども、まず冷却水につきましては設備の健全性という観点と耕種安全という放射性物質が出ないかという観点から、
1:33:02	強度を決める必要があると、いうことを宣言させていただいております。その中でですね設備健全性に必要になる温度、
1:33:09	ですね、そちらの方が
1:33:12	低いであろうという、ちょっとあたりの形でさせてもらって、それを設備健全性の温度で、公衆安全に影響がないかっていうものを評価して、問題がないことをないことを確認したと。
1:33:24	いうことを明確に書かさせていただきました。
1:33:27	この修正についてはですね記載の適正化とか単位の財務とかの適正化につきまして記載しているだけです、そちらの方の説明は割愛させていただきます。
1:33:37	説明は以上です。はい。規制庁岡です。
1:33:40	今の説明あったところであと先ほどの添付の方とも踏ま少し
1:33:47	根拠を充実していただきたいというところはあるんですが、今のそのAの論調だと、
1:33:54	短期を使うことは妥当だと、いうふうに、
1:33:57	言った上で、Bポツの方を見ていくと、
1:34:04	1段落目の2行目から外部火災短期的な温度上昇であることに対して、メーカー仕様は長期的な使用環境を考慮したものであるから、この運動器を4度とすることは妥当だと論調が、
1:34:16	逆のことを言っていて、ちょっと、
1:34:19	違和感を感じたというところなんです、この辺、もう少ししっかり、
1:34:24	論調を、
1:34:27	原燃としての論調を整理していただきたいんですが、おわかりいただきました。
1:34:32	日本原燃のモリマツです。そうですね
1:34:35	上のところとかも含めて短期は短期だとあれなのでっていうので、記載させていた短期は、
1:34:43	ちょっと長期だとあまり適切じゃないのでちょ、短期のやつでやりますっていうふうに書きつつ、長期の方が長期安全性が確保できるのはそれがいいじゃんっていうふうにちょっと書いてあるような状態になって、
1:34:54	ところがどっちのっていうふうにはなるのでちょっと論調はごめんなさい整理させていただきます。

1:35:00	はい、規制庁課ですよろしく申し上げます。で、
1:35:04	当Bポツで、これちょっと毎回コメント出してるようなところもあるんですが先ほどその添付書類の方で、メーカーの、
1:35:15	とも相談しながら記載。
1:35:17	理由を詰めたというところで、結局その中で、当初とかは、以外つけていただけるものはつけていただくってというような感じで前回、
1:35:29	少し議論が終わったと思ったんですが、今回もついてこなかったんですがやっぱり、
1:35:35	惰性なかったということなんでしょうか。
1:35:40	衛藤。
1:35:42	一応、添付の方には、メーカーに確認した結果、のものは、そういうふうに確認、記載させていただいて、結局
1:35:54	設計のトータルの中で決まってるものが、書いてないのが三つあってですね二つメーカー確認、素材のものになるので、
1:36:04	素材のものはちょっと提示できないということで、それはメーカー確認の結果というふうにしてます。最後の1通ですねについては、メーカー設計ですねトータル
1:36:15	一つのを組み上げる中のトータル設計の中で、強度が決まっているものがあってそれはせ、図書によってできてます。それは下の公開文献ではなくてそのオリジナルの設計の
1:36:28	業務になってますので、一応ちょっと公開文献にはございませんで、設計図書になっているので、
1:36:36	あれですね、それはここにちょっと参考というような形で、ちょっとその切り抜きを、
1:36:43	入れさせていただこうかと思いますがそういうイメージでよろしいですかね。はい、規制庁からさ。はい。そういうイメージで、おっしゃる通り出せるもの出せないものっていうのは当然あるとして、
1:36:55	しっかりそこら辺が議論された結果出せません出せます。ただ、ちゃんと確認等して、これは責任持って使えるものですよっていうことが、
1:37:06	わかるように、根拠。
1:37:08	を通じてわかるようになってるべきだと思いますので、できるだけオープン。
1:37:13	にできるものはオープンに、当然マスキング対象でしょうけど、そういうものはちゃんと、
1:37:20	書類として残しておきますという方針で考えていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

1:37:27	峰尾モリマツです。はい。配慮が足りず申し上げますそこは対応させていただきます。
1:37:32	はい。規制庁岡です。
1:37:34	概要は 19 私から以上なんですけど他、規制庁側から確認等ありますでしょうか。
1:37:43	国ないようでしたら次の資料お願いします。
1:37:51	はい。日本原燃のモリマツです。それでは外以外が 08 のほうをご説明させていただきます。
1:37:58	D 街区 08 について説明を勝、これも拡充しているところは割愛させていただいて、論点として残っていたところをご説明させていただきます。
1:38:08	通し番号 23 ページ。
1:38:10	熱伝達に限って記載させていただいたところですね波及影響のところですね。
1:38:17	の熱伝達の話は、外部から熱を伝えることということで広く取れるようにしています。前回もご説明した通り熱伝達熱伝導輻射についてですね。
1:38:29	これそれぞれにどういうものかっていうのは、わかるようにちょっと記載させていただいたつもりです。単純に接触なければ熱伝達熱伝導はないですよと。そこら辺の輻射については、
1:38:43	周辺の熱影響を考えにくいと。熱伝達も含むと思うんですけどね提起は考えにくいですよと、小さな小口径の配管なのでというところで記載させていただいております。
1:38:53	後の直しとしてそうですね、通し番号 24 ページ。
1:38:58	機能的波及のところですけども、前、前回ちょっとご説明した時にちょっと熱影響で壊れないので、ぐらいから書いてあったんですけどもそこらについてはベント管の変形とかがないのでっていうのは、
1:39:12	明確に記載させていただきました。
1:39:15	通し番号 25 ページ以降ですね、の表の方にですね機器の機械的波及とか機能的波及がない理由ですねちょっとここも記載として、
1:39:25	ザッと雑に大分雑に書いてあったのでそこはなるべく丁寧に記載させていく。
1:39:30	いただくようにいたしました。
1:39:32	説明としては以上となります。はい。規制庁深田です。今ご説明あったところを少し確認したいんですが 23 ページ目の b ポツで、この内容が、4 ページ目、もっと前段で、

1:39:47	現象論を表しているところ、4 ページ目の、2.2 の (1) の b ポツ、この部分も、ちゃんと
1:39:56	どうということが考えられるから、こういうものが抽出、検討する必要がありますっていうことを説明する部分でも、少し説明いただきたいんですが。
1:40:09	いかがですか。
1:40:15	日本原燃のモリマツです。そうですねここ、まずちょっとこちらにですねきちんと書いて、その上で同じ判断基準でき切られていると。
1:40:27	いうふうにちょっと展開しなければならないですね、そこは適正化させていただこうと思います。
1:40:32	はい、規制庁課です。
1:40:34	そのタイトルだけちょっと下は、
1:40:37	滴定タイトルとかと、少し外部火災から熱を伝えることによりってこれ、結構言葉が、
1:40:46	回りくどくなってるというか、何か、何でこうしたんですかっていうところなんです。
1:40:57	規制庁、例えばでは、顕熱だけじゃないかなとか。
1:41:01	外部火災からの伝熱によりて全然伝わる話だと思ったんですが、ここは熱影響とか、何でこうなんか、
1:41:13	すいません、日本原燃の堀場です。すいませんちょっと、
1:41:16	そうですね電熱ぐらいで書けばよかったですね。はい。申し上げます。はい。斉藤笠間の細かい話なんですけど、
1:41:24	他のは全部、ちゃんと単語で書いてあってここだけ何か、
1:41:28	説明じみたタイトル。
1:41:32	2 番目のやつは、熱伝達と書いてちょっと熱伝達って 1 事象でしょっていうことになってしまったので、ちょっとそこを広く、と思ってちょっと。
1:41:44	やったんですけどちょっとすみませんでした。はい。はい、規制庁脳天熱モードの中に熱伝達と輻射等、熱伝導があってっていうような、
1:41:55	構成で、それらを全部読むのが電熱だと。
1:41:59	認識してますので、
1:42:01	全然電熱でいいかなと思います。
1:42:07	規制庁甲斐です。あと 27 ページ名の辺り、少し確認していて説明は結構充実してきているんですが、ちょっと意味がわからなかったのが 27 ページ目の第 1 ガラス固化体貯蔵建屋、
1:42:23	三つ目の絡んできた換気塔周辺の施設が北換気等で、ここの説明で、

1:42:30	最も厳しい航空機墜落火災でも必要な離隔距離は9メートルであり、
1:42:34	ていうところって、これは何なん、どこから来たものなんですか。
1:42:41	両面でのモリマツです。必要離隔表から取り出してきているんですけど、ちょっとここを、
1:42:48	何ですかね評価ありきになってしまってるんで、ちょっと悩んではいるところですよ。衛藤、6.4mmの必要離隔距離9メートル、それに対して30メートル以上の離隔がございましていうところで、
1:43:03	外しているんですけども、
1:43:08	必要離隔距離表がないこととして書くべきなのかっていうところは、ですかね。
1:43:13	ちょっといきなりちょっと評価が入っててっていうところ。
1:43:17	過去はちょっと思っていて、こういう記載だとちょっとでしょうか。ただ、わからなかったという。
1:43:27	読んでいて何を書いているのかわからなかったというのが率直な感想で、そうであれば、やはり、
1:43:33	前段少し説明するか、何度も何個かあったと思いますので、
1:43:40	前段でそういうことも踏まえて少しちゃんと離隔距離等を、に基づきこう判断しているみたいなことも、
1:43:48	書いていただくか、個別にこういうカラムの中で書いていただくか何かしら説明が必要だと思うんですが今、特にしてないですよ。
1:43:58	日本原燃のモリマツです。かしこまりました。外から04をちょっと呼び込むような形にして必要で、その必要離隔距離標に基づいて、判断するということで比較表1を再掲させていただき、こちらに再掲させていただいて、
1:44:12	それで判断してますよというのがわかるようにさせていただこうかと思えます。成長がです。
1:44:18	基本的に添付書類のための補足説明なので、外貨04じゃなくて添付書類の方。
1:44:24	ものを使っていただきたいなと思ったんですがいかがでしょうか。
1:44:28	はい。日本原燃のモリマツですそうですね添付書類に必要なかけられますのでそちらを読み込むようにいたします。はい。政調会長、お願いします。説明はわかりましたので、
1:44:39	少しわかるように書いていただければと思います。あと32ページ名で、

1:44:47	ここ、ベント管とかと一緒に排気消音器も書いてあって、まずちょっと先ほど説明がありました。ベント管とかは、ちゃんとその形状が維持されてるっていうのはつまり
1:45:00	流路がしっかり保たれているっていうそういう、
1:45:03	ことを言いたいということで、大丈夫です。認識合ってますでしょうか。
1:45:08	はい。日本原燃のモリマツです。その通りでございます。はい、規制庁で、排気消音器も似たような構造だとは思いますが、
1:45:19	ここを一緒にくたで扱っても問題ないという、
1:45:23	ことなんでしょうか。
1:45:26	江藤。結局それぞれのやつで書いた時に、鋼材の融点鋼材が変形するレベルの熱上昇になるかっていうやつでくくられてしまうので、とくくっています。
1:45:38	閉塞についてもですね同じようになりますので、問題ないかとは認識しています。
1:45:47	はい。規制庁勝排気消音器の
1:45:50	内部の構造みたいなものがちょっと正しく認識できてるかは不安だったので、伺ってみたんですが、
1:46:01	ベント管とかに比べて大分細いところとかあたりしませんかっていうところなんです、
1:46:08	ど、どういう後続簡単に、
1:46:10	説明できませんでしょう。
1:46:23	5年からでございます。ちょっとすいません今写ってるのが第1表中、非常にちょっと私第2非常用の方ならよくわかってるんでそちらの方をちょっと例にして、
1:46:33	説明させていただきます。排気消音器というものは、
1:46:38	役割として、BGから出てくる排気の温度を下げると、Ma a Sへと圧力を変えてそれで衛藤麻音を減らしてって、
1:46:48	温度温度を下げてっていうような機能を持っています。中身としては、はい。江藤Bから出てきたものを、1回広井室に
1:46:59	出してそれをもう1回ちいへと邪魔板をかけて、次の部屋に送ってまたその次の部屋が広い空間になるんでっていう、またそれをちっちゃなちっちゃな
1:47:11	そうはそんなにちっちゃくはないんですけど、穴から次の質疑って移してって、どうやって肺機能へと速度をだんだんだんだんエネルギーをだ

	んだん落としていくってというような、そういうような構造になってございます。
1:47:26	以上です。規制庁から大分わかりましたありがとうございます。今おっしゃったようにその邪魔板とか細かい穴が結構あるってということなんです
1:47:37	そこら辺の構造がちゃんと担保していればいいという意味ではベント管と同じ扱いでも、問題ないでしょうということ。
1:47:46	ですね。
1:47:48	はい。日本原燃のモリマツですそうですねヤマダとかについても変形がなければその流路として確保されますので問題ないという認識を持っています。フェイズ細いところについて閉塞っていう話になると思うんですけど排気側のものなのでばい煙で、
1:48:03	詰まるしかしかも、止まってるすると吸い込みをするわけじゃないので、
1:48:08	影響はないということで、一緒くたに聞いているというものです。はい、規制庁さんありがとうございます。はい、わかりました。
1:48:18	はい。
1:48:19	と、規制調査で 35 ページ目で、
1:48:24	集配機等の風量計、
1:48:27	についてその風量監視っていうのは主排気塔からの放出機能の影響ないっていう整理なんです、24 ページ目の説明では直ちに機能を損なうものではないっていうふうに書いてあって、
1:48:42	これは、と同じ意味なんでしょうか。
1:48:47	日本原燃のモリマツです。ちょっとまとめ方が終わるかと思います。
1:48:53	機能喪失しないというのを正確に書くべきだったと思います。
1:48:57	はい、規制庁課ですなんか、おそらくそうで、違うなと思いながら、
1:49:02	伺ってましたので少しそこはまとめ方整理していただいた方がいいと思います。
1:49:09	あと、
1:49:11	前回、この表特にその 35 ページ目から幾つか設備が減っていて、0 と帽子を引いたとか、
1:49:20	一酸化窒素ガス供給配管とかそういうのがなくなったんですが、
1:49:25	どういう経緯でしょうか。
1:49:32	日本原燃のモリマツです。全体整理の中で、ダム消してあるもので今日、そもそも機能的波及に影響がないもので、多分削られたものだと思ってます。

1:49:43	竜巻火山と李鳥巢と合わせてあるので、
1:49:47	機能的波及は同じ原理ですよね。ものが附属に囲われてっていうことになるので、衛藤。
1:49:54	そういうものと思っていたところは、外してあるっていうそういう状態だと思ってますちょっとごめんなさい。
1:50:00	このリストをですね、ちょっと確認して衛藤。
1:50:04	またご対応させていただきたいと思います。はい、規制庁は、急に外れて説明がなかったのも、伺ってた次第なので、そういうケースは、
1:50:15	あるかと思しますので説明していただければと。
1:50:18	思いますのでよろしくお願いします。
1:50:21	ここの資料は私からは以上なんですが、岡規制庁側から確認したいことがありますでしょうか。
1:50:32	特にないようでしたら、最後の資料をお願いします。
1:50:42	はい。日本原燃のモリマツです。
1:50:45	概観 17 を説明させていただきます。外貨 17 につきましては前回まで薬品タンクに限定して消火活動に影響がないかっていう記載をさせていただいておりました。
1:50:56	通し番号 3 ページからはいい。前回のコメント反映になるんですけども、前回のコメントにおいて、消火活動に影響があるもの、
1:51:06	全部ピックアップしてしっかりと記載しなさいというところで記載させ、それを反映させていただいております。
1:51:12	まずちょっと考え方からなると思うのでちょっと考え方からですけども、2 ポツのところを記載させていただいてまして、まず再処理施設、再処理事業所ですね、も含めてですね。
1:51:24	衛藤。
1:51:25	小谷内あるので、母体で延焼を防止するのでそれに関する延焼ですね、それに関する瓦れきとか発生しないと、延焼だけをちょっと明確に書いてますけど延焼はしないので借り発生しないと。
1:51:37	ということでそういった消火活動に支障が発生することは考えにくいと。ただ熱影響によってですね内部ボリュームがいっぱいいっぱいになって、漏れてしまう薬品タンクとかガスタンク。
1:51:49	そういったものについて支障がないかというところを確認させていただいてます。薬品タンク等ガスタンクについてはですね、
1:51:58	基本的にはですね衛藤式。
1:52:01	建屋内に設置されていて影響は基本的にはないと考えてます。ただ、ここに設置されている薬品タンクですね

1:52:08	火、硝酸ヒドラジンのタンクがございますけども、こちらの方ですけども、地下に設置しています。そちらで対応しておりますので問題ないと考えております。屋外設置されているガスタンクの方ですけども、有毒ガスでもご説明していますけども、
1:52:24	そちらの方ですねガスが漏えいしたとしても速やかに拡散するということと、消火活動をするメンバーにつきましてS a a Sマスクを配備していますので、
1:52:34	ガスが漏えいしたとしても消火活動に支障をきたすことはございませんで、最後になるんですけども今まで消費性ヒドラジンの地下タンクについて屋内、
1:52:45	というふうにちょっとご説明させていただいてたんですけども、正確にはですね、屋外タンクに屋根があるもの、
1:52:54	で、芦田中込地下タンク屋外の地下タンクに屋根があるものという構造になってまして5歳これ私たちは、ちょっと建屋と勘違いしておりましたけども、そういう説明になるので、ちょっと佐瀬説明としては、屋外に設置される地下タンクという形で
1:53:08	整理させていただいてます、危険物の整理の方でも同じように整理し直しておりますので、またご確認いただければと思います。説明としては以上となります。
1:53:17	規制庁下で説明がありました。ちょっと、
1:53:22	幾つか伺いたいんですがまず、この薬品関係の中で、詳細ヒドラジンだけ抽出されたっていうのはこれはどういう意図なんでしょうか。
1:53:32	屋外にある薬品タンクがこちらだけっていう認識でござい、認識とかそういう結果でございます。はい、規制庁はですね、薬品タンクとしてはこれだけで、中にはT B Pとかへの転換とか、有機溶媒系が入ってると思うんですが、そういったものは今回説明され、
1:53:49	なかったのは何でなんでしょう。
1:53:54	日本原燃のモリマツです。T B P等への化につきましてははや、笠井元となるものという認識をちょっと持ってまして。
1:54:06	ちょっとそこ薬品タンクとしてピックアップした方がよかったですね、ちょっとはいそこは同じように記載させていただこうと思います。
1:54:15	はい、規制庁若菜です。なんか並び取れてないなっていう点で少し気になったのと、あと、あとガスタンクの方も、奥がよいのガスタンクは、こういうところにありますよっていうのぐらいは、
1:54:30	今回書かれるのかなとちょっとイメージしていたんですが、

1:54:34	もう一気にその説明の中で必要ないっていうふうに説明してしまっていて、一方で薬品タンクの方はここにありますが、こういうものですよという説明があって、ちょっとそこの並びが少し、
1:54:46	取れてないかなと思ったんですがガスタンクの方も、やっぱり一応ちゃんと全部中止、網羅的に抽出しましたっていうことは、
1:54:54	この書類の中でわかるようにしておきた方がいいかなと思ったんですがいかがですか。
1:54:59	はい。日本原燃のモリマツです。ちょっと融度空我数くださいちょっと。
1:55:05	うん。行くでしょうか。有毒ガスのちょっと方のリストとちょっと合わなくなると少しややこしくなるので、ちょっとそもそも論、
1:55:15	拡散する、衛藤さん増尾つけてるっていうところでちょっと排除させてもらってました。ちょっとそこがちょっと紳士的な対応ではございませんので、きちんと
1:55:26	配置図に落とし込んでここにありますがというのを明確に書いて、ご説明させていただくようにいたします。
1:55:33	はい。規制庁奥です。ちょっと今気になったんですが有毒ガスの、
1:55:37	太田はなくなるというのはどういう意味なんでしょうか。
1:55:41	そちらの議論を議論で何か追加とかなったりしたときに合わなくなるとまずいなということはちょっと思ってしまうんですね。はい。はい。ごめんなさいちょっとそれは社内きちんと調整をして適切に
1:55:55	そちらがあればこちらも変えるというような形でしっかり対応いたしたいと思いますので、
1:56:00	対応させていただこうと思います。はい、規制庁から主張しました。はい。その対応で結構ですので、よろしくお願いします。この資料に関して私から以上なんですが、規制庁側から、
1:56:13	何か確認等ありますでしょうか。
1:56:19	特にないようでしたら、全体振り返り、外部火災について、全体の振り返りをお願いします。
1:56:32	はい。日本原燃の蝦名です。
1:56:34	振り返ります。
1:56:37	まずはですね別紙1の方で、
1:56:41	同じことがですね何度も書いてあるっていうところがあって、ここ小見出しに、25ページなんですけども小見出しみたいなのをつけて、もうちょっと見やすくするっていうのと、

1:56:53	あとページ 34 のところで、これは限定し過ぎた記載になっていて、竜巻防護対象施設以外も、
1:57:03	というのがわかるような記載すると、
1:57:05	いうところですね。あと、36 ページは、これは添付、すみませんここは 36 ページの関連する部分で、店舗側に移すときに、
1:57:18	概括色の方から抜けたものがあるということなんでそれも見直させていただきます。
1:57:25	あとはですね片面だけ塗るものが、構造図方でわかるように、構造の方に注釈つけるなどして、そこを明確にさせていただきます。
1:57:38	あと、遮熱板ですね片面というのは、受熱面側というふうに、添付には書いてあるんですけど、基本設計方針側の方に書いてないのでそれを反映すると。
1:57:52	基本設計方針側の方にもちゃんと書くということですね。
1:57:55	あとは、36 ページかな。点検対象が、防護対象、遮熱板両方だというふうにちゃんと読めるような記載にすると。
1:58:07	今片方だけ赤灯というか、遮熱板だけになってるんでそこを修正するというのをいたします。
1:58:14	あとはですね、ページ 40 のところで、設備がある場合は、設計方針で設備がなければそれは措置であるというふうに、
1:58:27	ちゃんと僕の方の記載を参考にですね、もうちょっと丁寧に修正させていただきます。
1:58:35	今度別紙 4 の方に行きますが、複写法の記載の部分で、そもそも複写方向に斜めが入っているという、
1:58:47	解釈なので、その記載はですね、会合での、
1:58:53	大嶋ちゃんと確認して修正いたします。
1:58:56	あとはですね別紙 4-2 の方で、2 から 2 ポツ 1 の方につなげる、その施設の分類のところですね、そこ、
1:59:08	があれとどれだけ、ちょっとお待ちください。
1:59:16	すみません失礼しました。1 ポツ 1 の方の施設の分類に繋がるようにちゃんと 2 ポツの方で繋がるように書いてくれということでした。失礼しました。
1:59:26	あとはですねページ 136 ページで、藤儘田コンクリートの厚さがなんぼだからというふうな理由みたいところがなくて、
1:59:39	ここだけじゃなくて添付って、主張だけが残っているという感じのところはまだあるので、その理由を記載するようにするというのを修正させていただきます。

1:59:52	あとはですね別紙4-3ですね、設計方針のところ、これは日本語の日本語というか文章の適正化が必要であるというふうに考えてございまして修正させていただきます。
2:00:05	んでですね後は、波及的影響を及ぼす施設のところ、添付の方で書いてちゃんと構造とひもづけられるようにするというふうなことをしたいと思います。
2:00:18	あと、その中の表、
2:00:21	委員の表ですね、表のバーになっているところですね、何もしてないように見えるので、そこは記載を工夫させていただきます。
2:00:31	あと、これ271ページの方では短期的な、というところの程度感が今、単純にただ短期的って書いてあるんで、誰が見てもわかるような程度感というのを記載し、
2:00:44	今1日程度っていうのが入ると思うんですがそのエビデンスを、以下19ですね、そちらの方に入れさせていただきます。
2:00:54	あと別紙C-4-4ですね、内部ライン、こちらの金融機関の部分にはなるんですが、数字だけでなく、
2:01:04	根拠も、欠ける部分書くと、あとは、ちゃんと公開できるようなものかどうかというのはちょっと確認した上で対応させていただきます。
2:01:15	あと、別紙。
2:01:17	00は以上で、19ですね、概観19の方は、Pの部分で、論調が矛盾していると、いわゆる矛盾ですねこれが、
2:01:29	長期と短期の部分ですが、ここは記載を適正化いたします。
2:01:35	あとですねbポツのところ、出せる出せないというところがあるんですができるだけ根拠とかですね、オープンにできるものはオープンにするという方針で、
2:01:47	開くというところで修正させていただきます。
2:01:50	外来が19は以上ですね。あと、外来が08ですが、ページ4の前段の部分でも、これは25ページかなのように、
2:02:01	どういう現象を考えるとというふうな記載をちゃんと追記させていただきます。
2:02:07	あと、ページ27ですね、必要な離隔距離は9メートルっていうのが、文章としてぐと唐突すぎてわからないということで、これはちゃんと添付書類の
2:02:19	テレビ各距離表を引用する形で記載させていただきます。

2:02:26	それとあと波及影響の、ページ 35 ページの計器の風量検討ですね、こちらは機能喪失しないというのが、適切だと思われますので修正いたします。
2:02:40	あと、これは修正ではないんですが、リストからですね消えたなど、そういうふうな、唐突にそういうことがあった場合にはちゃんにご説明の中で差し上げるということを、次回から、
2:02:54	いたします。
2:02:55	等は、外貨 17 ですね。薬品タンクの部分で、
2:03:01	T B P ノルマルドデカンですね、こちらがと述べられておらず、これも同じ並びで記載をするというところと、あとは、
2:03:11	ガス関係ですね、ガス関係も、大上段で記載を削除するのではなくて、ガスもこんなものがあるよってというぐらいの
2:03:22	話はですね記載した上で、
2:03:27	記載察するということですね。こちらはちょっと若干有毒ガスの方と関係があるので、そちらの方確認すると。
2:03:36	ということです。
2:03:38	ですね
2:03:40	はい、以上になります。ちょっと 00 はまだかなり技術的なところが残ってるかと思うんですが 19 図、今回の補足のところは十分議論がされて、記載、
2:03:53	の修正が必要かなというふうに考えてございます。a 項ですね修正版なんですけども、
2:04:00	ちょっと、
2:04:02	またスケジュールの方に反映はしますが、22 ないしは 26 ぐらいまでに修正版を提出できるように、作業したいというふうに考えてございます。以上です。
2:04:17	はい。規制庁岡ですそれで結構かと思しますのでお願いします。あと、他の補足説明資料、今日土壌に上げませんでした前回比や、
2:04:28	に基づいて修正されてることは確認して、
2:04:32	内容的な部分については、もう確におっしゃる通りヒアリングはいらないかなとは思いますが、
2:04:38	誤記とか文章表現とかはまだちょっと気になる点は、
2:04:42	あるので、自主的に、
2:04:45	引き続き精査を進めてもらいたいなと思います。で、今日少し外貨 04 とかの関連も話しましたが、そういうところで反映できるものは、外貨 04 等にも、

2:04:56	反映していただいたり、こちらも引き続き確認の上になるというのが出てきましたらまた、冷やで確認するという事も考えますので、その辺も含め対応の方、よろしくお願いします。
2:05:09	はい。日本原燃の蛸原です。はい、ありがとうございます。誤記等、こちらの方からも確認して、修正させていただきます。
2:05:19	日本原燃のモリマツです。ちょっと確認で外部火災のその他先ほどあった波及的影響の塗り、ただ、飛来物防護ネットの補助盤とかの図面については
2:05:31	ちょっと詳細ズーの方でも、載せた方がいいですかね天板片面だけ言ってるみたいな形のものですね。
2:05:41	規制庁から三階カイカ 04 には、そこがわかるように、しっかりして欲しいなと思っています。
2:05:50	はい、かしこまりました。添付書類の方には、添付書類の後処理だけ、構造図の方については、注釈で書かさせていただいて、外から 04 の図面については、図でわかるようにさせていただこうと思います。
2:06:05	はい。以上です。田岡です。構造図の方は遮熱板もありまして遮熱板も同じ扱いだと思いますので、そういったところのトーン合わせていただいた。
2:06:15	上で、補足説明資料の方はしっかり説明していただく。
2:06:21	そこは、
2:06:22	お願いします。
2:06:25	日本への日本原電のモリマツですかしこまりました。
2:06:30	規制庁家ですシミズさんお伺いします。
2:06:34	手帳指名すると、それであれば、チーム全体を通して規制庁側から、
2:06:40	普段なければ、
2:06:42	表現がもう極論よろしいでしょうか。
2:06:46	はい。日本原燃から特にございません。ありがとうございました。
2:06:51	藤フジワラこれで本日のヒアリングを終了したいと思いますので本庁側で録音の停止をお願いします。